

◆業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和7年4月～6月契約分）

※令和7年11月28日、No.448～450を追加しました。

※年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	令和7年度防災行政無線（同報系）及びJ-ALEERT保守点検業務	NEC静岡ビジネス株式会社 浜松支店	R7.4.1	14,080,000	当該無線装置は日本電気株式会社が本市専用開発し、一括整備したものである。 現在は、当該設備の技術部門を移管されたNEC静岡ビジネス株式会社が保守点検や修繕を行っており、本業務を適切に履行できるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
2	令和7年度 地域防災無線保守点検業務	NEC静岡ビジネス株式会社 浜松支店	R7.4.1	13,750,000	当該無線装置は日本電気株式会社が本市専用開発し、一括整備したものである。 現在は、当該設備の技術部門を移管されたNEC静岡ビジネス株式会社が保守点検や修繕を行っており、本業務を適切に履行できるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
3	全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機更新業務	NEC静岡ビジネス株式会社 浜松支店	R7.5.30	3,850,000	Jアラートシステムが連携している防災行政無線（同報）は日本電気株式会社が本市専用開発し、一括整備したものである。 現在は、当該設備の技術部門を移管されたNEC静岡ビジネス株式会社が保守点検や修繕を行っており、同製品の設定作業が可能であり、業務を適切に履行できるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
4	令和7年度浜松市若年層向け情報発信業務	静岡放送株式会社	R7.5.30	4,400,000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。 【順位点】 1位：静岡放送株式会社（23点） 2位：B社（19.5点） 3位：C社（18.5点） 4位：D社（9.5点） 5位：E社（8点） 6位：F社（4.8点） 7位：G社（4.3点） 8位：H社（2.3点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市長公室広聴広報課 （電話：053-457-2021）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
5	天竜川・浜名湖地域合併20周年記念フォトコンテスト業務	株式会社アプライズ	R7. 6. 2	3, 722, 000	本業務は、専用ウェブサイトの開設、募集チラシおよびポスターの作成、審査員の選定、表彰セレモニーの開催、入賞作品展示会の開催など、芸術性・創造性を要し、価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社アプライズ（454点） 2位：B社（437点） 3位：C社（370点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市長公室広聴広報課 （電話：053-457-2021）
6	人事考課研修業務（①人事考課基礎、②育成面談能力向上）	学校法人 産業能率大学	R7. 4. 4	1, 746, 041	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者には代替することは困難であるため。 また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
7	新規採用職員接遇研修業務（①接遇基礎、②接遇フォローアップ）	株式会社SSブレイン	R7. 4. 1	2, 640, 000	業務の内容及性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により最適な事業者として決定され、令和3～6年度の研修において、受講者から高い評価を受けており、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
8	新任監督者研修業務（マネジメント能力向上）	株式会社行政マネジメント研究所	R7. 5. 1	1, 094, 640	業務の内容及性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により最適な事業者として決定され、令和3～6年度の研修において、受講者から高い評価を受けており、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	職場の接遇センスアップ研修業務（①接遇向上リーダー育成、②接遇意識・スキル向上）	株式会社日本マネジメント協会	R7.5.1	1,041,100	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により最適な事業者として決定され、令和3～6年度の研修において、受講者から高い評価を受けており、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
10	包括外部監査	内山 昌美	R7.4.1	14,616,000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 （電話：053-457-2798）
11	令和7年度浜松市職員のストレスチェック制度及び研修等業務	株式会社フジEAPセンター	R7.4.1	11,104,500	ストレスチェック結果の経年変化の把握とストレスチェックの分析を踏まえた研修を行い、集団分析をはじめとするメンタルヘルスに関し、専門的知識と実績に基づくノウハウの提供や助言ができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部職員厚生課 （電話：053-457-2386）
12	天竜川・浜名湖地域12市町村合併20周年記念メインイベント開催業務	株式会社SBSプロモーション浜松支社	R7.6.17	20,000,000	イベントコンテンツの提案、イベント全般の準備・手配・運営、告知・広報手法等、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社SBSプロモーション浜松支社（371点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
13	浜松市小学生SDGsアイデアコンテスト等実施業務	株式会社ヘッドライン	R7. 4. 25	4,740,000	世界の子どもたちが集まり、平和で豊かな世界についてみんなで表現し合い、語り合う「国連を支える世界こども未来会議」の主催はBEYOND 2020 NEXT FORUMであり、その幹事会社が株式会社ヘッドラインである。 本市の代表を「国連を支える世界こども未来会議」に参加させ、子どもたちのアイデアをミニチュアにして展示する等の調整ができるのは当該業者以外に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
14	2025年度地方創生SDGs取組表彰開催業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	R7. 5. 26	5,245,000	イベントコンテンツの提案、イベント全般の準備・手配・運営、告知・広報手法等、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社エイエイピー 浜松支店（377点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
15	令和7年度浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R7. 4. 1	39,050,000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、一般財団法人自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。 多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
16	令和7年度浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R7. 4. 1	37,400,000	当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、ソーシャルワークに精通した人材、出入国在留管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。 多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
17	令和7年度浜松市外国人学習支援センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R7.4.1	37,620,000	当センター業務は、生活者としての定住外国人等を対象に、総合的な学習支援施策を講ずるとともに、地域における学習支援体制の充実を図るものであり、外国人の日本語教育・指導のための専門知識や経験及び多文化理解に関する幅広い知見と人的ネットワークが必要であるとともに、日本語教師等の有資格者、文化庁地域日本語教育コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による遂行が不可欠である。 当該要件を満たし、日本語学習等支援者養成講座等、複数の講座を総合的に実施できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
18	令和7年度浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R7.4.1	68,722,500	当業務は、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、日本語教師の資格を有し、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要である。 日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
19	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市外国人の子供の就学促進業務）	公益財団法人浜松国際交流協会	R7.4.1	44,698,500	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、日本語とポルトガル語のバイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングの実施可能な資格を有する人材が必要である。 公益財団法人浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を常勤で有し、不就学等就学に課題を抱える家庭への訪問調査、就学支援教室の開催、カウンセラー派遣等の本業務に必要な内容を全て包括して実施可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
20	令和7年度多言語による緊急情報の提供システム保守・運用業務	コニカミノルタジャパン株式会社 ヘルスケアカンパニー 浜松営業所	R7.4.1	1,834,800	本システムはコニカミノルタ株式会社が開発・構築を行い、システムに関する技術情報を有している。 コニカミノルタジャパン株式会社は、コニカミノルタ株式会社が開発・構築したシステムの保守・運用を担う子会社であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	令和7年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	20,625,000	現在の行政情報系ネットワーク構築は平成29年度に日本電気が行ったものであり、日本電気が著作権を所有するソフトウェア等を使用しているため、そのネットワーク運用業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)
22	令和7年度L G W A Nネットワーク運用及び再構築業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	1,386,000	L G W A Nネットワークへ接続する浜松市環境の設計・構築は日本電気が行ったものであり、そのネットワーク運用業務は日本電気が著作権を所有するソフトウェア等を使用しているため他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)
23	令和7年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	3,168,000	現在のオンライン業務端末システム用サーバは令和3年度に日本電気が構築を行い、日本電気が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており、他の事業者では保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)
24	令和7年度ネットワーク連携システム運用業務	エフサステクノロジーズ株式会社 西日本ビジネス本部 東海・北陸ビジネス統括部	R7.4.1	4,224,000	本システムはエフサステクノロジーズ株式会社が著作権を持つソフトウェアで設定しており、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)
25	令和7年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R7.4.1	12,912,900	現在の浜松市の地域情報系ネットワーク構築はNTT西日本が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)
26	令和7年度地図情報システム(GIS)運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R7.4.1	9,031,000	本システムは令和2年度の機器更新時にインフォマティクスが著作権を持つソフトウェアで使用しており、メンテナンス作業やシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
27	令和7年度浜松市二要素認証システム運用保守・機器更新業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	9,552,840	二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
28	令和7年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R7.4.1	7,676,900	パソコン監視・遠隔制御システムの構築は遠鉄システムサービスが行ったものであり、遠鉄システムサービス株式会社の著作物（プログラム）等を含んでいる。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要がある、構築業務委託業者以外に本業務を実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2723）
29	OCR読取システム設定業務（標準化対応）	株式会社ジェイエスキューブ	R7.5.26	7,986,000	本業務はジェイエスキューブ製のOCR機器及びパッケージ製品に対する改修作業であり、パッケージ製品の著作権を有する当該業者にしかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2722）
30	令和7年度 浜松市書かないワinstopp窓口システム運用保守業務	株式会社北見コンピューター・ビジネス	R7.4.1	21,520,400	契約の対象となる書かないワinstopp窓口システムは、北見コンピューター・ビジネスのパッケージ製品であり、著作権を有する同社が提供を行っているため、保守業務は当該業者しか実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2724）
31	令和7年度グループウェアシステム運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R7.4.1	22,077,000	本調達の対象システムは令和3年度にプロポーザル方式で実施した「浜松市グループウェアシステム準備・提供業務」で選定され、令和9年9月30日までを利用期間として契約している。 当該業務の中で「コア（職員総合システム）」や「共通基盤システム」とのデータ連携を実現するために構築された「職員情報等連携管理システム」は遠鉄システムサービス㈱が提案・開発したツールであり、同社がその著作権を保有していることから、本業務を履行できる事業者は同社のみとなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2724）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
32	まつぼっくり利用者向け操作サポート業務委託	株式会社H A R P	R7. 4. 1	7, 920, 000	新システムの操作に関する問い合わせへの回答及びQ & Aの作成等は、サービス提供事業者である株式会社H A R P 以外対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報システム課 （電話：053-457-2724）
33	浜松市庁舎非常用発電機保守点検業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 名古屋支店	R7. 4. 1	3, 850, 000	本設備はヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、点検はメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析は製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するため、当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 （電話：053-457-2278）
34	令和7年度 建設総合情報システム等保守管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R7. 4. 1	7, 029, 000	建設総合情報システム等は、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 （電話：053-457-2813）
35	令和7年度 土木設計積算システムデータ等更新業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R7. 4. 1	7, 172, 000	土木設計積算システムは、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 （電話：053-457-2813）
36	令和7年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R7. 4. 1	2, 500, 000	本事業は、税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関係団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 （電話：053-457-2141）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	物価高対策のための定額減税補足給付金（不足額給付）対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	17,424,000	対象者の抽出にあたり、基準日における住民基本台帳データ、住民登録外宛名情報データ及び市民税課税データを活用する必要がある、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 （電話：053-457-2166）
38	固定資産税評価地理情報システム保守運用及び改修業務	株式会社フジヤマ	R7.4.1	11,165,000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）
39	登記課税連携システム保守運用及び改修業務	株式会社ダイショウ	R7.4.1	10,953,800	浜松市登記課税連携システムは開発業者である株式会社ダイショウに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）
40	償却資産業務支援システム保守運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	2,991,120	償却資産業務支援システムは、日本電気株式会社が提供するCOKAS-i固定資産税システムとデータ連携を行う必要がある。そのため、保守運用支援を行う事業者は、本委託業務を適切に遂行するため、当該システムにアクセスする権限が不可欠かつ詳細な仕様や運用に精通している必要がある、当該システムの開発および保守を担当している現行の当該業者以外には存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2156）
41	家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	R7.6.10	13,180,530	本市が家屋評価計算に使用している家屋評価システムは、株式会社SBS情報システムが開発し、本市独自の仕様にカスタマイズされたものである。入力業務を行うには、このシステムと完全に同期の取れた環境と設定が不可欠で、現在、本市のカスタマイズと同等の環境を有している業者は他に存在しないため。 また、同社はシステム開発元として高度な技術知識を有し、万が一のトラブル発生時にも迅速かつ適切な対応が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
42	令和7年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人日本不動産研究所浜松支所、サーラ不動産株式会社特定業務委託共同企業体	R7.6.17	10,103,500	①浜松市の土地価格事情を熟知し、標準宅地の鑑定評価に関わった不動産鑑定士が所属していること。 ②市内全域に所在する時点修正対象地点（835地点）の下落状況の調査を遅滞なく行えること。 ③公的価格との均衡及び市内全域での均衡の取れた下落修正を行うために、調査を行う鑑定士間で情報交換及び調整を図ることができること。 以上の条件を満たすのは、今回結成された共同企業体において他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）
43	浜松市滞納整理BIツール環境運用支援・保守及び標準化対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R7.4.1	18,040,000	BIツールは滞納整理方針決定の支援、滞納処分の平準化を図るための補助的ツールであるが、現在使用している分析テンプレートは、職員の滞納整理のノウハウを平成30年に日本電気株式会社浜松支店によって可視化し、その後に更新を続けているものであり、同社が著作権を所有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 （電話：053-457-2268）
44	浜松市電話及び訪問催告業務（継続）	NEC VALWAY株式会社	R7.6.1	26,950,000	令和8年1月の税基幹システム標準化までの7ヵ月間（令和7年6月～12月末）の催告業務にあたり、現在の催告システムを再リリースするにあたり、現システムに搭載されている会話率向上の予測精度（AI機能）の著作権を所有する唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 （電話：053-457-2268）
45	戸籍振り仮名入力用戸籍端末増設業務	（非公開）	R7.4.1	4,290,000	本市が使用しているパッケージソフトの著作権は契約相手方が有しており、端末への導入作業は同社しか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 （電話：053-457-2834）
46	令和7年度天竜区役所ほか4施設受付交付呼出番号表示システム保守業務	グローリー株式会社	R7.4.1	2,298,010	保守対象システムは契約相手方の製品であり、著作権等の排他的権利を有する同社以外では保守業務委託ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 （電話：053-457-2834）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
47	氏名の振り仮名の届に係る浜松市戸籍等作成入力業務	株式会社アイヴィジット	R7. 6. 9	7, 653, 360	戸籍業務の一部民間委託に当たっては、法務省より厳格な個人情報保護対策等を求められている。また、今回の委託では法務省からの指示に基づき、受託決定後に短期間で体制を整備する必要がある。当該業者は既に浜松市戸籍等作成入力業務を受託しており、戸籍事務に関する習熟コストや個人情報保護体制等の整備コストを抑制できるため、同社に委託することが最適と考えられる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	市民部市民生活課 （電話：053-457-2834）
48	令和7年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R7. 4. 1	3, 600, 000	浜松市自治会連合会は、市内の全単位自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務を円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 （電話：053-457-2094）
49	令和7年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R7. 4. 1	2, 500, 000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。 これらの要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者は他に見当たらないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中山間地域振興課 （電話：053-922-0200）
50	令和7年度浜松市中山間地域ラジオ発信事業	浜松エフエム放送株式会社	R7. 4. 1	1, 716, 000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要がある。そのため市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送しており、中山間地域の事情（地域団体やイベント等）に精通している唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中山間地域振興課 （電話：053-922-0200）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
51	浜松市中山間地域プロモーション映像制作事業	株式会社ジェイ・エヌ・エス	R7.6.10	1,903,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価点合計】 1位：株式会社ジェイ・エヌ・エス（313点） 2位：B社（294点） 3位：C社（249点） 4位：D社（245点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中山間地域振興課 （電話：053-922-0200）
52	令和7年度浜松市中山間地域ミリョク体感事業	天竜デザイン事務所	R7.6.2	1,900,000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・浜松山里いきいき応援隊と密な連携をとることができること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。 天竜デザイン事務所は、定期的に隊員と面談や、隊員研修を開催する業務である隊員マネジメント業務を受託し、地域おこし協力隊の制度や隊員の状況について把握しており、上記の要件を備えている唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部中山間地域振興課 （電話：053-922-0200）
53	令和7年度 あいホールオンライン相談業務	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会	R7.4.1	7,000,000	本業務は、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）で既に実施している電話・面接に加えてSNSを活用した相談体制を拡充することから、現在、相談業務を受託している特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会以外に受託できる事業者はいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 （電話：053-457-2561）
54	令和7年度 マルチSNS相談プラットフォーム「つながる相談」提供業務	エースチャイルド株式会社	R7.4.1	3,224,320	令和7年度も引き続きSNS相談を安定的かつ確実に実施し、また継続的な相談案件に切れ目なく対応するためにも同じSNS相談システムを利用することから、令和5年8月に導入した「つながる相談」開発者である当該事業者以外にいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 （電話：053-457-2561）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
55	令和7年度 アクトシティ浜松施設整備事業支援業務	株式会社アクトシティマネジメント	R7.4.1	12,777,600	株式会社アクトシティマネジメントはアクトシティ全体を運営管理するために官民共同で設立された会社である。オープン当初から設備機器の日常管理や保守点検、警備等の業務に関わっているため、設備機器等に関して熟知しており改修事業を支援できる会社体制が備わっている。 また、民間施設所有者と調整を行う能力を有し、且つ、テナント入居者、施設利用者等への影響を把握している唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
56	アクトシティ浜松文化芸術振興業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	53,125,000	アクトシティ浜松の指定管理者として培ったこれまでの実績、経験を生かし、本市の施策を高い水準で実現するノウハウを有するとともに、著名な音楽家や演奏者及び市民団体等との信頼に基づく人的ネットワークを構築している団体は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
57	令和7年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	29,931,998	本業務は、本市の文化芸術の発展に寄与する「浜松版アーツカウンシル」を設置し、運営する業務である。業務遂行にあたり、①市内の文化芸術活動の現状を把握できる事業者であること。②文化芸術事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウ、ネットワークを持っていること。③長期間にわたり公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。 こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
58	令和7年度ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	17,687,000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いており、本事業の遂行に必要となる、他都市や他団体との調整や文化芸術の振興発展など、総合的な能力を有する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
59	令和7年度ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	10,804,000	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いており、本事業の遂行に必要となる、他都市や他団体との調整や文化芸術の振興発展など、総合的な能力を有する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
60	令和7年度まちなかコンサート開催事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	17,197,000	公益財団法人浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いている。 本事業を実施する上で、街頭におけるコンサート開催のノウハウを有するとともに、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、この業務を円滑に遂行できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
61	令和7年度浜松市アクトシティ音楽院事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7.4.1	31,129,000	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、「浜松市アクトシティ音楽院に関する規則」に基づき、市民の音楽文化に関する学習機会の場の提供と音楽分野で活躍する人材の育成を図るため、音楽文化事業を展開している。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、浜松市アクトシティ音楽院の事務局としても優れた成果を上げており、その積み重ねから、地域や学校・音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークを有している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
62	HAMAMATSU JUNIOR CHORUS FESTIVAL開催業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R7. 6. 4	3,968,000	公益財団法人浜松市文化振興財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、アクトシティ音楽院事業等により市内児童合唱団体、浜松市合唱連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いている。また、ジュニアクワイア浜松の事務局として音楽文化人材の育成に優れた実績を上げるとともに、舞台制作、他都市や他団体との調整、文化芸術の振興発展など総合的な能力を有する。本事業を実施する上では、コンサート及びこども主体の交流会開催のノウハウを有するとともに、市内外の児童合唱団体、浜松市合唱連盟と連携して調整及び当日の企画運営を円滑に行うことが必須であり、この業務を遂行できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
63	令和7年度 浜松市茶室松韻亭露地改修業務	株式会社岩城	R7. 6. 25	2,508,000	株式会社岩城は、浜松市茶室「松韻亭」の新設時に庭園部分の造園を担当し、当初の設計者の意匠や公的施設の思惟を十分理解している業者はほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
64	令和7年度全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	R7. 4. 1	16,544,000	公益財団法人障害者スポーツ協会は、県内の障害者スポーツの普及育成活動を推進しており、障害の特性に関する理解と経験があり様々な点に配慮して選手を派遣することが可能であるため。また、静岡県下統一基準による選手の選考委員会を担い、静岡県合同チームとして本市のほか静岡県選手団、静岡県選手団の派遣をとりまとめており、本事業を効果的に展開・実施できる団体は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
65	令和7年度浜松市地域スポーツスタートアップ事業	公益財団法人 浜松市スポーツ協会	R7.4.1	11,225,000	本事業は、各スポーツチームや競技団体ほか多様な団体との連携のもと、市民が多彩なスポーツに気軽に参加できる機会を創出するものである。 公益財団法人浜松市スポーツ協会は、本市における健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与することを目的とするとともに、体育・スポーツ団体・競技力の育成強化、各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関することを業務としており、事業目的・業務内容が本事業と合致している。また、種目別競技団体やレクリエーション協会を加盟団体とするなど市内関係団体との緊密なネットワークを有しており、本業務を実施することのできる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
66	令和7年度浜松市ジュニア選手育成強化事業	浜松市中学校体育連盟	R7.4.1	1,251,000	将来性のあるジュニア（中学校）選手を育成するため、中学校部活動等における活動実績を考慮して、素質のある選手を発掘し、競技力向上及び指導者の資質向上のための強化練習会、強豪チームや選手を招いての練習試合、講師による特別指導を展開する。 中学部活動の実績を把握し、指導方法等を熟知している団体に業務を委託することで、より効果的、効率的に事業目的を達成することができるため業務を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
67	令和7年度江之島ビーチコート整備・運営事業に係るアドバイザー業務	株式会社三井住友トラスト基礎研究所	R7.4.1	14,476,000	本事業のDB0方式による事業者選定から契約締結までの支援業務は、高度な専門知識や技術、経験を有し、本事業の性質や公告資料の内容を熟知していることが必要不可欠である。 本業務は、令和5年度から令和6年度実施のアドバイザー業務の継続業務であり、前回業務を受託した株式会社三井住友トラスト基礎研究所以外に本業務を適正かつ確実に実施できる事業者はいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
68	はままつビーチ・マリンス ポーツ体験イベント開催業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R7.6.6	4,000,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社中日アド企画（284点） 2位：B社（280点） 3位：C社（238点）	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
69	東京2025デフリンピック大会 ブラジル選手団調整支援業務	石川 エツオ	R7.6.13	2,000,000	①ブラジルホストタウンアドバイザーとして、ブラジルオリンピック選手団及びパラリンピック選手団の事前合宿受け入れ調整に関するブラジル側との交渉や調整に携わった実績があり、CPB、CBDS、領事館等と密接な関係にあること。 ②ブラジルでの幅広い人脈を生かした現地での情報収集能力、調整交渉能力、相手国との信頼関係等を有していること。 以上2点において、本業務に適した人材は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
70	ブラジリアンユーススクール ゲームス2025参加に伴うブラ ジル訪問支援業務	石川 エツオ	R7.6.13	2,500,000	①ブラジルホストタウンアドバイザーとして、ブラジルオリンピック選手団及びパラリンピック選手団の事前合宿受け入れ調整に関するブラジル側との交渉や調整に携わった実績があり、COB等と密接な関係にあること。 ②ブラジルでの幅広い人脈を生かした現地での情報収集能力、調整交渉能力、相手国との信頼関係等を有していること。 以上2点において、本業務に適した人材は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
71	令和7年度四ツ池公園運動施設安全対策業務	公益財団法人 浜松市スポーツ協会	R7. 4. 1	4, 950, 000	野球場利用における場外飛球については天候や利用者の利用方法によって誘導員の配置の必要性や配置時間が変化するだけでなく、競技者のレベル、球場の利用内容によって場外飛球の発生状況が異なるため、効率的な安全誘導の実施には、施設管理者のみが把握する利用情報が必要である。 また、駐車場利用の制限が必要な場合、施設が開場されるとすぐに車が駐車されてしまうため、施設に常駐していないと効率的かつ確実な業務が行えない。 上記の理由から、利用状況に応じて効率的かつ確実な業務が可能な事業者は、四ツ池公園運動施設内に事務所を備え、利用状況を唯一把握することができる当該施設の指定管理者である公益財団法人浜松市スポーツ協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
72	令和7年度浜松市地域スポーツ振興業務	公益財団法人 浜松市スポーツ協会	R7. 4. 1	19, 381, 000	本事業は、地域団体の活動への支援により地域スポーツの振興を図ることを目的とし、各地域の体育振興会と連携して体育大会や各種スポーツイベントを実施する。 公益財団法人浜松市スポーツ協会は、本市における健康体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図り健康で明るい市民の育成に寄与することを事業目的としており、本事業の目的と合致している。また、各体育振興会を統括している唯一の団体であることから、本事業を効果的に展開・実施できるのは、当該協会であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
73	施設予約システム・リモート開錠システム（令和5年度追加分）保守運用及び回線保守業務	NTTビジネスソリューションズ株式会社	R7. 4. 1	7, 154, 400	学校開放事業スマート化については、施設予約システム及びネットワーク環境の保守運用を行うものであり、キヤブックスの設置業務を受注しているNTTビジネスソリューションズのみが対応可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
74	令和7年度 市民団体と学校の連携による次世代への無形民俗文化財継承支援業務	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会	R7. 4. 1	2, 200, 000	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会は、教育委員会及びNPO法人等と連携した講座、体験授業の実績があり、事業目的の達成に大きな効果が期待できる。 また当該団体は、市内の学校・団体等との継続的な継承活動の実績を持つ保存会が加盟しており、無形民俗文化財の実情を十分に把握していることから、目的とする児童・生徒・学生等への学習・体験の場を確実に設定できる。市内で同様の事業を実施できる団体が他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 （電話：053-457-2466）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
75	令和7年度浜松市美術館空調自動制御機器保守点検業務	日本電技株式会社	R7.4.1	1,155,000	浜松市美術館の空調自動制御機器のメンテナンスはシステムを開発した業者でなければ、故障や不具合に対応することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話：053-454-6801)
76	館蔵品、新収蔵予定作品、展覧会出陳予定作品撮影業務	スタジオピュア	R7.4.14	1,628,000	当該業者は複数の美術館等において美術品撮影実績があり、京都国立博物館で研修を受け学芸員と同等の美術品取扱経験がある。 また、これまでに当該業者が撮影した作品と合わせて一冊の図録を作成し、統一感のある画像を取得する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話：053-454-6801)
77	仏像展示のための撮影・採寸補助、展示業務	日本通運株式会社 静岡支店	R7.4.14	4,392,700	仏像を所有する寺院からの指定によるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話：053-454-6801)
78	令和7年度オルガン演奏会開催等支援業務	公益財団法人 浜松市文化振興財団	R7.4.1	2,750,000	オルガン事業は、定期演奏会、構造レクチャー等のソフト事業のみならず、調律や修繕等のハード面にわたるまで、多岐にわたり専門的な知識と技術を要することから、当該事業者において他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
79	令和7年度生活保護版レセプト管理システム保守業務委託	株式会社 法研	R7.4.1	1,409,650	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
80	令和7年度生活保護法等診療報酬審査支払事務業務委託	社会保険診療報酬支払基金 静岡支部	R7.4.1	8,658,000	生活保護法第53条第4項により、生活保護法における医療費の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令に定める者に委託することができると規定されており、その委託先は社会保険診療報酬支払基金に限られているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
81	令和7年度 生活保護法等介護報酬審査支払事務業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	R7.4.1	2,880,000	生活保護法第54条の2第5項により、生活保護法における介護費の審査及び支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託できると規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2032）
82	令和7年度避難行動要支援者管理システム保守業務委託	株式会社ナカノアイシステム 名古屋営業所	R7.4.1	1,152,800	本システムは当該業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
83	令和7年度浜松市成年後見制度利用促進事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R7.4.1	19,562,000	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い権利擁護制度の日常生活自立支援事業の実施主体でもある。本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
84	令和7年度浜松市福祉人材バンク運営事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R7.4.1	15,787,000	本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。当該業者はこれを満たす唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
85	令和7年度コミュニティソーシャルワーカー事業及び生活支援コーディネーター事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R7. 4. 1	161,359,000	本業務は、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決にあたっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で規定される地域福祉の推進を図る団体として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、これまでに本事業と同様の事業を実施しており、個別支援体制が整っていることや、市全域において行政機関、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会等との地域のネットワークが既に構築されている等、本業務を行う上で必要な体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
86	令和7年度新生活保護システム保守業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R7. 4. 1	9,052,000	本システムは富士通Japan株式会社が著作権を有しており、保守の範囲内で行われるシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、当該業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2032）
87	令和7年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団あずま会 他12法人	R7. 4. 1	589,523,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。 浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 中（電話：053-457-2062） 東（電話：053-424-0186） 西（電話：053-597-1164） 南（電話：053-425-1542）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
88	令和7年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務委託	社会福祉法人浜松仏教養護院 他29法人	R7.4.1	12,587,000	本業務は養護老人ホーム、生活支援ハウス、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設に事業を委託して実施することが当該事業要綱に規定されている。事業の性質上、緊急的な入所（虐待を受けた高齢者を安全に保護する等）に対応するため、常時入所施設を確保する必要があることから、中央区内にて該当施設を保有する事業者であって、受託可能なすべての施設と個別に契約を行うため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 中（電話：053-457-2062）
89	令和7年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務委託	社会福祉法人八生会 他1法人	R7.4.1	15,022,520	浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱において実施施設が指定されていることから、実施施設を運営する当該業者が契約の対象となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 東（電話：053-424-0186） 西（電話：053-597-1164）
90	令和7年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R7.4.1	2,438,000	意向確認の結果、業務を行う人員等の体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者が一者のみであったため。 なお、同一の事業者が受託することにより入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央福祉事業所・長寿支援課 南（電話：053-425-1542）
91	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（細江・三ヶ日）	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	R7.4.1	15,516,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、細江・三ヶ日地域において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 北（電話：053-523-1144）
92	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（細江）	社会福祉法人 聖隷事業団	R7.4.1	54,443,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、細江、引佐、三ヶ日地域において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 北（電話：053-523-1144）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
93	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（北浜）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7.4.1	37,411,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、北浜地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
94	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（しんばら）	社会福祉法人天竜厚生会	R7.4.1	32,047,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、浜名・亀玉地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
95	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（於呂）	医療法人社団白梅会	R7.4.1	26,683,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該法人は平成19年度から受託している団体であり、中瀬・赤佐地区において浜松市地域包括支援センター運営協議会の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
96	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬）	社会福祉法人 大善福祉会	R7.4.1	9,892,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、旧浜北区北部において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）
97	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（平口）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R7.4.1	14,840,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、旧浜北区南部において「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-585-1123）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
98	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R7.4.1	7,680,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登録されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・社会福祉課 (電話：053-922-0024)
99	令和7年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務委託	社会福祉法人 さくま	R7.4.1	9,838,257	本事業実施については「浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱」で、介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等に委託することと定められている。 当該業者はデイサービスセンター事業などを実施しており、健康管理・生活指導ができる。また専用の居室施設を保有し、仕様書に定める事業を実施することができ、このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 (電話：053-922-0130)
100	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（天竜）	医療法人 弘遠会	R7.4.1	38,303,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該業者は平成18年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 (電話：053-922-0130)
101	令和7年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（北遠中央）	社会福祉法人 天竜厚生会	R7.4.1	33,831,000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 当該業者は平成19年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 (電話：053-922-0130)
102	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（天竜保健福祉センター他3箇所）	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	R7.4.1	20,560,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 (電話：053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
103	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（龍山デイサービスセンター）	社会福祉法人 天竜厚生会	R7.4.1	3,612,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
104	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（秋葉の苑）	社会福祉法人 白龍会	R7.4.1	2,884,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
105	令和7年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（さくまの里）	社会福祉法人 さくま	R7.4.1	2,884,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜福祉事業所・長寿保険課 （電話：053-922-0130）
106	令和7年度浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R7.4.1	21,487,862	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する同社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
107	令和7年度浜松市障害者福祉システムサービスコード修正対応改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R7.5.12	13,263,800	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する同社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
108	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	N P O 法人くらしえん・しごとえん	R7.4.1	3,384,700	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートできる機関が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
109	令和7年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	医療法人社団至空会	R7.4.1	13,362,000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターのみ該当するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
110	令和7年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R7.4.1	13,362,000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターのみ該当するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
111	令和7年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人ひかりの園	R7.4.1	13,362,000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターのみ該当するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
112	令和7年度浜松市保育所等巡回支援事業業務委託	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7.4.1	13,362,000	要綱上「児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターの指定を受け、発達障害児支援の知識と経験を有する職員を配置できるものに委託することができる」と定められており、市内にある4法人の児童発達支援センターのみ該当するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
113	令和7年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	医療法人社団至空会	R7.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。 当業務は、台帳に登載されている4事業所に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
114	令和7年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。 当業務は、台帳に登載されている4事業所に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
115	令和7年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人みどりの樹	R7.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。 当業務は、台帳に登載されている4事業所に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
116	令和7年度浜松市地域活動支援センターⅠ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ	R7.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターⅠ型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。 当業務は、台帳に登載されている4事業所に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
117	令和7年度浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R7.4.1	12,477,387	本事業は、地域活動センターⅡ型実施要綱第2条の規定により、浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターⅡ型）実施施設・事業者台帳に登録された事業者への委託により実施することとされており、当台帳に登録された法人に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
118	令和7年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人ひかりの園	R7.4.1	1,767,150	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業所等に委託することできるとされており、要件を満たし、受託する意向が確認できている法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
119	令和7年度浜松市障害支援区分審査事務業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R7.4.1	8,006,862	医師意見書の作成を依頼する医療機関の多くは旧浜松市内に所在し、多くの医師が（一社）浜松市医師会に所属している。障害支援区分審査事務は、医師との連携のもと実施する必要がある、多数の医師が存在する浜松市医師会を通じて業務を行うことで、当該事務を効率的かつ円滑に実施することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
120	令和7年度浜松市障害者相談支援システム運用管理支援業務委託	日本事務器株式会社静岡支店	R7.4.1	3,661,680	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する同社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
121	令和7年度浜松市家庭訪問等個別支援事業業務委託	・浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市西障がい者相談支援センター業務共同運営協議会 ・浜松市南障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市浜北障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会	R7.4.1	1,372,800	実施要綱第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するもの。 相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応が出来るように複数を委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
122	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人慈恵会 ・社会福祉法人峰栄会 ・社会福祉法人天竜厚生会	R7.4.1	4,293,000	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
123	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人峰栄会 ・株式会社D-on ・株式会社ホクエイ ・株式会社シルバーライフ ・株式会社義和	R7.4.1	1,014,000	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業実施要綱第6条に基づき、指定単価で受託可能な事業者全てと契約することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
124	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業	・医療法人社団 心 ・アサヒサンクリーン株式会社 ・アースサポート株式会社 ・株式会社ニチイ学館 ・社会福祉法人 天竜厚生会 ・社会福祉法人 七恵会	R7.4.1	50,988,000	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する事業所と委託契約することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
125	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人 日本精神科病院協会静岡県支部	R7.4.1	21,129,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、県内の精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。各精神科病院と連絡調整を十分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
126	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院 ・地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立総合病院	R7.4.1	3,726,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる総合病院であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院及び静岡県立総合病院のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
127	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立こころの医療センター	R7. 4. 1	2, 745, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、静岡県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
128	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R7. 4. 1	1, 203, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を十分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内での該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
129	令和7年度ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業業務委託	社会福祉法人 峰栄会 他14者	R7. 4. 1	30, 254, 000	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要がある。在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
130	令和7年度ささえあいポイント事業管理業務委託	社会福祉法人 浜松市 社会福祉協議会	R7. 4. 1	14, 347, 000	当事業は、市内全域を対象とし、施設などの協力を得て実施する事業であるとともに、地域における活動支援を求めるボランティア団体とのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。 浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、市内全域にある地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。 この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
131	令和7年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（大阪ガスセキュリティサービス株式会社分）	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	R7. 4. 1	13, 310, 286	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
132	令和7年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ホームネット株式会社分）	ホームネット株式会社	R7.4.1	2,390,205	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
133	令和7年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（株式会社ザ・トーカイ浜松支店分）	株式会社ザ・トーカイ 浜松支店	R7.4.1	6,471,872	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
134	令和7年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ALSOKあんしんケアサポート株式会社）	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	R7.4.1	2,762,375	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、当該業者以外は事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
135	令和7年度浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R7.4.1	29,792,000	当事業は、医療・介護連携推進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。 当該業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人であり、法人の評議員に、浜松地区の三師会（一般社団法人浜松市医師会、一般社団法人浜松市歯科医師会及び一般社団法人浜松市薬剤師会）代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
136	令和7年度浜松市介護予防ケアマネジメント業務委託	医療法人社団あずま会 他21者	R7.4.1	214,919,000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は当該業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
137	令和7年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（湖東・江之島・湖南・萩原・可美・青龍）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R7. 4. 1	82, 572, 000	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。 教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
138	令和7年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（竜西）	株式会社ヤタロー	R7. 4. 1	13, 440, 000	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。 教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
139	令和7年度地域包括支援システム保守管理業務委託	株式会社ブレインサービス	R7. 4. 1	5, 016, 000	当該システムは、左記契約業者が開発し、市独自のカスタマイズを加えたものであるため、様々なシステム上のトラブル回避の観点から、当該開発業者が保守を行うことが最適であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
140	令和7年度浜松地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R7. 4. 1	8, 000, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 当該業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（旧中区、旧東区、旧南区、旧西区・旧北区の一部）内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
141	令和7年度浜北地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市浜北医師会	R7. 4. 1	2, 600, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。 当該業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
142	令和7年度天竜地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人磐周医師会	R7.4.1	4,500,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。当該業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）
143	介護保険適正化支援システム保守業務	トーテックアメニティ株式会社	R7.4.1	2,970,000	当該システムは地域ごとに販売代理店及び運用保守事業者が決まっており、静岡県を管轄する事業者がトーテックアメニティ株式会社となっているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2862）
144	令和7年度浜松市介護保険システム運用保守業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R7.4.1	21,450,000	本システムは、指名業者が著作権を有しており、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2862）
145	令和7年度介護保険・障害者福祉・生活保護システム標準化クラウド運用管理業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R7.4.1	2,019,600	システム標準化に伴い運用を開始する、介護保険、障害者福祉、生活保護の3システムは指名業者が著作権を有しており、それらを運用するためのガバナメントクラウドの構築、保守作業は当該業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2862）
146	浜松市要介護認定審査業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R7.4.1	151,398,000	意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を浜松市医師会に所属する医師に依頼している。介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、浜松市医師会を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 （電話：053-457-2861）
147	（浜松政令市医師会）令和7年度特定健康診査・特定保健指導等業務委託	特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R7.4.1	229,973,787	特定健診・後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されている。市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判定基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関の取りまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2638）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
148	(浜松市医師会) 令和7年度 浜松市国民健康保険糖尿病性 腎症重症化予防プログラム 医療連携業務	一般社団法人 浜松市 医師会	R7.4.1	3,300,000	市内の医療機関の医師が作成する受診報告書の記載 方法の周知や取りまとめができるのは、市内の医療 機関を取りまとめている一般社団法人浜松市医師会 と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみである ため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部国保年金課 (電話: 053-457-2638)
149	(浜松政令市医師会) 令和7 年度浜松市国民健康保険糖尿 病性腎症重症化予防プログラ ム医療連携業務	特定非営利活動法人 浜松政令市医師会	R7.4.1	1,100,000	市内の医療機関の医師が作成する受診報告書の記載 方法の周知や取りまとめができるのは、市内の医療 機関を取りまとめている一般社団法人浜松市医師会 と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみである ため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部国保年金課 (電話: 053-457-2638)
150	引佐地域在宅医療 I C T 推進 業務	一般社団法人 引佐郡医 師会	R7.4.1	1,999,800	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉 従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高 い専門性を有していることが求められる。これに該 当する者は、当該地域で活動する一般社団法人引佐 郡医師会のみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話: 053-453-6178)
151	天竜区在宅医療 I C T 推進業 務	一般社団法人 磐周医師 会	R7.4.1	5,999,400	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉 従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高 い専門性を有していることが求められる。これに該 当する者は、当該地域で活動する一般社団法人磐周 医師会のみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話: 053-453-6178)
152	浜松市救急診療業務	一般社団法人 浜松市医 師会	R7.4.1	303,720,055	診療業務を実施するためには、医師免許を有してい ることが必要である。また、救急診療業務は不特定 多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益 性が高い事業であることから、医師の所属団体であ る浜松市医師会以外には、当該業務を行う適切な団 体が無く、業務の性質と目的が競争入札に適さない ものであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話: 053-453-6178)
153	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人 浜松市薬 剤師会	R7.4.1	11,577,247	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有し ていることが必要である。また、夜間救急室におけ る調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与 するものであり、公益性が高い事業であることか ら、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会は当該 業務を行うのに適切な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話: 053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
154	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	R7. 4. 1	1, 636, 140	夜間救急室は浜松市医師会館内にあるため、浜松市医師会の契約先である当該業者と契約することで、医師会館内全体の清掃を効率的かつ安価に実施することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）
155	令和7年度浜松市災害保健医療福祉コーディネート研修実施業務	認定特定非営利活動法人災害医療ACT研究所	R7. 6. 20	1, 588, 384	当該団体は、災害保健医療福祉コーディネート研修に特化した専門団体で、実災害時に活動実績のあるDMATを講師として派遣する研修をこれまで32道府県に実施している。 行政に対し同様の研修を専門的に実施している団体は他には見受けられないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）
156	特定医療（指定難病）診療報酬審査支払業務	静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R7. 4. 1	9, 233, 000	特定医療（指定難病）の受診者に関わる診療報酬の内容審査及び医療機関への特定医療費支払事務を委託するもの。 静岡県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金へ診療報酬の内容審査並びに支払事務を委託することで、事務の効率化と平準化が図られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6116）
157	小児慢性特定疾病医療診療報酬審査支払業務	静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R7. 4. 1	1, 429, 000	小児慢性特定疾病医療の受診者に関わる診療報酬の内容審査及び医療機関への特定医療費支払事務を委託するもの。 静岡県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金へ診療報酬の内容審査並びに支払事務を委託することで、事務の効率化と平準化が図られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6116）
158	浜松市保健総合管理システムPMH対応RPA保守業務	株式会社経営管理センター	R7. 4. 1	3, 100, 000	マイナンバーカードを公費負担医療（難病・小慢・育成医療）の受給者証として活用できるよう、受給者証のデータをRPA（Robotic Process Automation）の手法を用いてPMH（Public Medical Hub）へ送付するため、 運用保守業務について委託するもの。運用保守に専門技術・専門知識が必要であり、職員での対応が困難である。 令和6年度に浜松市がPMH先行実施事業で整備したRPAについて、継続して円滑な稼働が達成されるよう、適切な保守を実施できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6116）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
159	浜松市3歳児健康診査業務	一般社団法人 浜松市医師会	R7.4.1	31,256,456	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
160	浜松市先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人 静岡県予防医学協会浜松健診センター	R7.4.1	16,856,176	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
161	浜松市母子訪問指導業務	浜松市助産師会	R7.4.1	17,143,274	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
162	浜松市乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院 ほかに8者	R7.4.1	2,919,208	専門的医療体制が整った医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
163	浜松市産後ケア事業業務	一般社団法人 浜松市医師会 ほかに4者	R7.4.1	61,160,808	当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業所は、現時点では本選定事業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)
164	浜松市妊婦訪問等面談指導業務	浜松市助産師会	R7.4.1	13,010,630	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
165	浜松市妊娠期健康講座事業業務	浜松市助産師会	R7. 4. 1	3, 084, 590	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な講座を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6117）
166	浜松市新生児マスキリーニング検査に関する実証事業の検査業務	公益財団法人 静岡県 予防医学協会	R7. 5. 1	30, 983, 040	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6117）
167	浜松市5歳児健康診査事業問診・観察項目に係る分析評価業務	公益社団法人 子どもの 発達科学研究所	R7. 5. 7	3, 025, 000	浜松市5歳児健康診査を実施するにあたり、適切な問診・観察項目やそれらを用いた分析について専門性をもっているのは、現時点では本研究所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6117）
168	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人 浜松市 医師会	R7. 4. 1	1, 142, 688, 053	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
169	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人 浜松市 浜北医師会	R7. 4. 1	219, 280, 177	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
170	浜松市個別がん検診等業務	特定非営利活動法人 浜松政令市医師会	R7. 4. 1	54, 929, 172	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
171	浜松市集団がん検診等業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団聖隷予防検診センター	R7. 4. 1	15, 588, 217	当該業者は、多くの集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能であり、当該業者以外では市が実施するがん検診項目について実施可能な検診車を保有しておらず、対応が困難である。よって、当業務を実施することができる唯一の市内医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
172	浜松市歯周病検診業務（検診業務）	一般社団法人 浜松市歯科医師会	R7. 4. 1	28, 958, 831	歯周病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導を行うことを目的とした歯周病検診を実施するうえで、歯科医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。また、専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
173	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 浜松市医師会	R7. 4. 1	1, 552, 548, 928	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6119）
174	浜松市保健総合管理システム機能改修（5種混合ワクチン及び肺炎球菌15価ワクチン接種副本対応）業務	日本コンピューター株式会社	R7. 5. 1	4, 290, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6119）
175	浜松市妊婦歯科健康診査業務（健診業務）	一般社団法人 浜松市歯科医師会	R7. 4. 1	9, 164, 045	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
176	浜松市3歳歯科健康診断業務	一般社団法人 浜松市歯科医師会	R7. 4. 1	16, 094, 342	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
177	浜松市歯科訪問診査業務	一般社団法人 浜松市歯科医師会	R7. 4. 1	2, 636, 040	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
178	浜松市休日救急歯科診療業務	一般社団法人 浜松市 歯科医師会	R7. 4. 1	15, 586, 340	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 口腔保健医療センター （電話：053-453-6129）
179	保健総合管理システム運用保守業務	日本コンピューター株式会社	R7. 4. 1	9, 276, 300	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
180	浜松市保健総合管理システム機能改修（子宮頸がん検診実施方法追加に伴う改修）業務	日本コンピューター株式会社	R7. 5. 1	3, 795, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 （電話：053-453-6125）
181	令和7年度浜松市雄踏地区・舞阪地区休日救急診療業務	一般社団法人 浜名医師会	R7. 4. 1	6, 679, 200	医師資格が必須であり、市民が休日及び祝日において診療が必要な場合に医療機関に受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関間の実施調整ができる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央健康づくりセンター(西) （電話：053-597-1120）
182	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 浜名医師会	R7. 4. 1	37, 173, 000	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 中央健康づくりセンター(西) （電話：053-597-1120）
183	令和6年度浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人 浜松市 浜北医師会	R7. 4. 1	11, 408, 878	当該委託業務は医療行為の提供であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた診療報酬により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。さらに、救急医療は速やかに近隣の医療機関に受診できる体制が必要であり、浜北区内で救急医療可能な医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター （電話：053-585-1171）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
184	令和6年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R7. 4. 1	277, 396, 629	予防接種業務は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた接種費用により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター （電話：053-585-1171）
185	令和7年度 浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R7. 4. 1	11, 767, 250	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、旧引佐3町（細江町・引佐町・三ヶ日町）の医療機関に対し、当該事業の実施調整ができる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター（北） （電話：053-523-3121）
186	令和7年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R7. 4. 1	99, 280, 300	医療機関のみが実施できる業務であり、地域の安定的な接種環境を確保するため、引佐3町（細江町、引佐町、三ヶ日町）の予防接種可能な医療機関に対し、当該事業の実施調整が可能な唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター（北） （電話：053-523-3121）
187	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（クラウン等）	歯科技工俊光	R7. 4. 1	1, 745, 975	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。 歯科技工俊光あは、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している市内で唯一の登録業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
188	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（義歯等）	ていーす工房	R7. 4. 1	1, 277, 947	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。 ていーす工房は技工物のやりとりを来院方式で行う、浜松市入札参加資格に登録している唯一の業者であり、歯科医師と技工士の直接的な打合せが可能であるため意思の疎通を図ることで歯科医師からの要望が伝わりやすい。また、これまでの実績による患者データを所持していることから、精密さを要求される細かい部分に対しても、患者と歯科医師の要望に沿った技工物を速やかに製作することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
189	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人 磐周医師会	R7. 4. 1	11, 445, 152	本業務の実施に医師免許および周辺の医療機関の協力が必要であることから、天竜区内の医師を会員とし、当該業務の調整可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
190	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R7. 4. 1	3, 336, 256	本業務は、薬剤師免許が必要であり、当該業者は、市内の薬剤師を会員とし、当該業務の調整可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
191	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 磐周医師会	R7. 4. 1	33, 217, 775	医療機関のみが実施できる業務であり、管轄する地域の医療機関を調整できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
192	浜松市ひきこもり相談支援事業	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R7. 4. 1	29, 007, 000	当該業者は認定NPO法人を取得しており、地域における信頼性もあると考える。また、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属しており、訪問支援（アウトリーチ）を含めたひきこもり相談支援及び関係機関と連携して支援を実施することが可能な市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
193	中山間地域等自殺対策訪問相談事業	社会福祉法人 天竜厚生会	R7. 4. 1	14, 344, 000	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
194	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業	公益財団法人 浜松国際交流協会	R7. 4. 1	11, 720, 610	在住外国人に対して、母国語（ポルトガル語等）でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
195	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業	国立大学法人 浜松医科大学	R7. 4. 1	6, 000, 000	児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えている等、本業務委託の目的を達成することができる市内唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
196	臨地実習業務	公益財団法人 浜松市医療公社	R7. 4. 1	1, 325, 500	実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っており、また本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が唯一可能であるため。 なお、他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部看護専門学校 （電話：053-455-0891）
197	情報機器導入業務	遠鉄システムサービス株式会社	R7. 4. 1	2, 034, 175	導入業務と保守業務はイメージデータ作成やその作成方法などに違いが生じないように共有する必要がある、互いの業務受託者が違うと不都合が生じる。 また、本案件はサーバにも関わる業務のため、現在サーバの保守管理を実施している当該業者を特命とすることが適切と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部看護専門学校 （電話：053-455-0891）
198	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 空調営業本部 中部支社	R7. 4. 1	3, 993, 000	安全実験室及びクリーンルーム等4室は、陰圧又は陽圧の状態を保っており、このコントロールシステムは、日立グローバルライフソリューションズ(株)独自の特殊システムで専門的知識が必要であり、この施工業者以外の業者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
199	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R7. 4. 1	9, 460, 000	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが浜松市保健環境研究所専用に設計された中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。 この自動制御装置全体には、多くの精密機器が装備されており、これを扱えるのは中央監視盤を設計し、精密機器を設置した日管株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
200	遺伝子増幅定量装置保守点検業務（QuantStudio5 3台）	株式会社カーク 浜松営業所	R7. 4. 1	1, 861, 200	機器の製造元であるサーモフィッシュャーサイエンティフィック株式会社に代理店を問い合わせたところ、業務委託可能な市の登録業者は株式会社カーク浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所（電話：053-411-1311）
201	GLP対応機器保守点検業務（島津GC-ECD 2台）	東海理機株式会社 浜松営業所	R7. 4. 1	1, 425, 820	本件におけるGLP対応機器は島津製作所であり、島津製作所代理店の東海理機株式会社浜松営業所が納品した機器である。これらの機器を熟知し業務を問題なく実施できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所（電話：053-411-1311）
202	院内ネットワーク機器保守点検業務	遠鉄システムサービス株式会社	R7. 4. 1	1, 188, 000	院内ネットワークの開発は遠鉄システムサービス株式会社のため、同社以外では、現在稼働しているネットワーク環境を支障なく保守することができない。また、運用の安全性、信頼性を維持することは、同社以外では不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
203	精神科外来診療業務	社会福祉法人天竜厚生会	R7. 4. 1	2, 337, 500	周辺で精神科医の派遣が可能な者が社会福祉法人天竜厚生会しかないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
204	病院情報システム保守・運用支援業務	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社 中部・北陸支店	R7. 4. 1	6, 814, 170	当該環境をデータ元の医事会計システム及び電子カルテと連携させる必要があるため、これらの保守管理を受託する業者を選定する以外に、導入を円滑に遂行し緊急対応にも迅速に対応できる業者はいないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）
205	財務会計システム・給与システム保守他業務	株式会社フューチャーイン 浜松営業所	R7. 4. 1	1, 729, 200	財務会計システム、給与システム、診療材料システムは、株式会社フューチャーインが開発したソフトであり、開発業者以外では保守が不可能なため。また、保守後の運用の安全性、信頼性の維持、正確性を図ることは、開発業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院（電話：053-965-0054）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
206	昇降機保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	R7. 4. 1	1, 452, 000	遠隔監視装置、安全機器の制御及び回路は、東芝エレベータ独自の技術であり、他社では保守点検が不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
207	病理等検査業務	株式会社エスアールエル	R7. 4. 1	9, 899, 650	医師が指定する多岐にわたる検査項目を一括して検査することができ、また、緊急依頼の際においても検体回収が可能な業者が他にいないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
208	自動分析装置保守点検業務	株式会社スズケン 浜松支店	R7. 4. 1	1, 690, 700	本業務では、保守点検業務のほか故障時の修繕等、緊急対応も依頼している。 当院は中山間地域にあり、緊急の依頼にも迅速かつ的確に対応できる者は、状況を熟知した当該業者のみのため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
209	C T 装置保守点検業務	G Eヘルスケア・ジャパン株式会社 浜松営業所	R7. 4. 1	5, 940, 000	保守対象機器の開発・製造業者であり、修理・部品調達等が他の業者では不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
210	消化器内視鏡保守点検業務	協和医科器械株式会社 浜松支店	R7. 4. 1	1, 477, 135	本業務では、保守点検業務のほか故障時の修繕等、緊急対応も依頼している。 当院は中山間地域にあり、緊急の依頼にも迅速かつ的確に対応できる者は、状況を熟知した当該業者のみのため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
211	C R 装置（佐久間病院・浦川診療所）保守点検業務	富士フイルムメディカル株式会社 南関東支社	R7. 4. 1	1, 956, 240	保守点検対象機種の開発・製造業者であり、修理・部品調達等が他の業者では不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
212	X線T Vシステム等保守点検業務	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 浜松営業所	R7. 4. 1	2, 238, 720	保守対象機器の開発・製造業者であり、修理・部品調達等が他の業者では不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
213	磁気共鳴断層診断装置及びX線一般撮影装置保守点検業務	富士フイルムメディカル株式会社 南関東支社	R7. 4. 1	4, 056, 756	保守対象機器の開発・製造業者であり、修理・部品調達等が他の業者では不可能なため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	健康福祉部佐久間病院 （電話：053-965-0054）
214	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R7. 4. 1	1, 408, 000	くすりの相談室事業は、薬剤師が市民からの医薬品に関する相談に公平・中立な立場で応じる必要がある。浜松市薬剤師会は、市内の薬局が多数所属しており、専門的な立場でかつ公益性の高い業務を行っている市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 （電話：053-453-6126）
215	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人 浜松市獣医師会	R7. 4. 1	17, 278, 800	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。 また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防集合注射の実施、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
216	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人 浜松市獣医師会 及び その他開業動物病院 18者	R7. 4. 1	3, 168, 000	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じてもらいたい」とされている。 業者登録をしている市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師（合計18者）と特命で契約を結ぶことで、市内の多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
217	浜松市動物愛護推進事業業務	一般社団法人 浜松市 獣医師会	R7. 4. 1	2, 695, 000	当該団体は、業務を遂行するための見識や専門的技術があり、動物の飼い主としてのマナーや心構えの啓発、動物愛護教室の開催等による動物愛護行政の一層の推進、及び動物愛護教育センター収容動物に対する診察治療などに対して適切に履行できる市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
218	浜松市食品衛生確保業務	一般社団法人 浜松市 食品衛生協会	R7. 4. 1	3, 960, 000	一般社団法人浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し、活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部生活衛生課 （電話：053-453-6114）
219	浜松市こどもの貧困対策コーディネート配置事業	社会福祉法人 浜松市 社会福祉協議会	R7. 4. 1	5, 656, 000	地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。 また、浜松市学習支援事業の実務も行っていることから、こどもへの支援の現状を全域的に把握しながらより効果的に本事業を進めることができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
220	浜松市ひとり親家庭等日常生活支援事業	特定非営利活動法人は ままつ子育てネット ワークびっぴ	R7. 4. 1	1, 495, 180	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴは、当該事業の子育て支援と類似のファミリーサポートセンター事業を実施しており、当該事業とともに受付窓口の統一化を図ることで、利用希望者の依頼内容に応じたマッチング対応が可能となる。 また、ファミリーサポートセンター事業における「まかせて会員」を、当該事業の家庭生活支援員としての登録につなげるなどの効率的な家庭生活支援員の確保が可能となる。このことから、事業を円滑にかつ効果的に実施することができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
221	子育て世帯に対するフードパントリー事業（あいホール会場）	NPO法人 サステナブルネット	R7.6.2	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
222	子育て世帯に対するフードパントリー事業（長上協働センター会場）	NPO法人 サステナブルネット	R7.6.2	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
223	子育て世帯に対するフードパントリー事業（浜松市発達医療総合福祉センター会場）	一般社団法人 みらいTALK	R7.6.2	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
224	子育て世帯に対するフードパントリー事業（北浜南部協働センター会場）	一般社団法人 みらいTALK	R7.6.2	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
225	子育て世帯に対するフードパントリー事業（南浅田公民館会場）	特定非営利法人 しんみらいプロジェクト	R7.6.2	3,000,000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
226	子育て世帯に対するフードパントリー事業（ふれあい作業所会場）	特定非営利法人 しんみらいプロジェクト	R7. 6. 2	3, 000, 000	本事業では、食料品等の提供による経済的負担の軽減に加えて、地域でのつながりの創出による孤立感の解消や困りごとの解決などの効果が期待される。当該業者は、地域でこどもの支援に取り組む団体であり、本事業に必要な相談体制や地域の支援団体等と調整する力を含め、困窮する子育て家庭に寄り添った支援を提供できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
227	浜松市生活困窮世帯への習い事等支援事業	株式会社日本旅行 浜松支店	R7. 4. 1	47, 313, 246	当事業は、令和6年10月から運用を開始した電子クーポンシステムにより、助成対象者へのクーポン発行、習い事先でのクーポン利用、習い事事業者からの清算などを一括して管理している。令和7年度も引き続き4月から事業を開始していくにあたり、円滑に助成事業を運用できる法人は、電子クーポンシステム構築した同法人以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
228	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体	R7. 4. 1	99, 803, 000	本市における発達障害児者への包括的な支援を推進するためには、専門性の高い相談対応や、障害療育に特化した支援、関係機関の支援者への研修を行うスキルが必要であり、こどもを対象とした支援と、大人や就労に関する関係団体の支援展開や人材確保にも幅広い対応に優れているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
229	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園 ・特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7. 4. 1	24, 472, 640	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
230	浜松市発達支援広場事業（施設型）業務	・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかりの園	R7. 4. 1	22, 682, 311	本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えている必要があるため。また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があるため、昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
231	浜松市赤ちゃんとのふれあい体験事業	ふれあいサポートネットふわっと	R7.4.1	1,040,000	当該業者は、市内の小・中・高校生を対象に「乳幼児とのふれあい体験」を基礎とした活動を継続的にを行っている。学校・助産師・赤ちゃん親子との調整について経験や実績、専門的な知識を有しており、事業を的確に実施することができる業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
232	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	R7.4.1	1,247,400	母子父子寡婦福祉資金システムは(株)佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守業務については同事業者以外では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
233	浜松市子育て見守りサポート支援事業	特定非営利活動法人しずおか子ども・家庭プラットフォーム	R7.4.1	7,102,000	本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。 上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する指名業者は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しており、指名業者の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。 本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
234	浜松市意見表明等支援員養成事業	一般社団法人 こどもアドボカシーセンター 浜松	R7.4.1	1,999,800	国の示す研修カリキュラムを実施するために、アドボカシー学会に登録する等の専門機関との連携が必要である。また、支援員のフォローアップや支援員同士のピアサポート等を実施するため、浜松市内の事業者であることが望ましい。 市内の事業者でアドボカシー学会に登録している事業者はアドボカシーセンター浜松のみであり、本事業を履行できるのは、当該事業者のほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
235	浜松市社会的養護自立支援拠点事業	浜松市社会的養護自立支援拠点事業特定業務委託共同企業体	R7. 4. 1	22, 347, 000	本事業を実施するためには、社会的養護経験者の特有のニーズや心情を理解し、対象者と継続的なつながりを持って支援していく必要がある。 児童養護施設の施設の運営経験がある本共同企業体の事業者は、社会的養護に係る専門性を有している。浜松市内に児童養護施設を運営する法人は他になく、本事業の目的を達成するための専門性及び対象者とのつながりを有するのは、本共同企業体の事業者のみであり、他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
236	浜松市こどもシステム保守運用支援業務	シャープマーケティングジャパン株式会社	R7. 4. 1	2, 772, 000	浜松市こどもシステムは、シャープマーケティングジャパン株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、一部浜松市仕様に変更している。システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
237	浜松市はますくヘルパー利用事業	・公益社団法人浜松市シルバー人材センター ・社会福祉法人天竜厚生会 ・一般社団法人ここみ ・株式会社アイケア ・Ohana～sitter～ ・株式会社アリスキャリアサービス ・おやこ広場&ベビー・キッズシッターにじいろ	R7. 4. 1	12, 741, 000	浜松市内のどの地域においても利用できるように、地域バランスよく配置し、かつ、利用しやすい価格設定で適切な運営ができる事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
238	浜松市養育支援ヘルパー利用事業	・株式会社アイケア ・公益社団法人 浜松市シルバー人材センター ・一般社団法人ここみ	R7. 4. 1	2, 105, 000	サービス提供事業者の指定有資格者の確保、ヘルパーの資質向上研修の実施等により、その質を満たしたうえで適切な事業運営ができる事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
239	浜松市子育て短期支援事業	・社会福祉法人葵会清明寮 ・社会福祉法人和光会わこう ・社会福祉法人浜松母子福祉苑トットジョイ ・社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷三方原病院 ・木村産科・婦人科 ・社会福祉法人葵会すみれ寮	R7. 4. 1	2, 961, 000	清明寮、すみれ寮、わこう、トットジョイについては、児童福祉法第6条の3第3項に基づいた施設であり、また、少年指導員や母子指導員などの専門的知識を有したスタッフが配置され、市と連携をとりながら本事業を遂行することができる。これに加えて、聖隷浜松病院・聖隷三方原病院、木村産科婦人科では、新生児や乳児の保護が可能である上に、事業を実施できるスタッフが配置され、24時間体制での対応が可能である。同様の対応がとれ、本事業を受託できる施設は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
240	令和7年度浜松市教育・保育システム運用保守業務	日本電気株式会社	R7. 4. 1	9, 193, 800	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2118）
241	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：中央ながかみこども園）	社会福祉法人七恵会	R7. 4. 1	13, 458, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある。また、現在の実施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
242	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：病児・病後児保育みつばち第2保育園）	株式会社A's Bee	R7. 4. 1	16, 751, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある。また、現在の実施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
243	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：みどり保育園）	社会福祉法人明康会	R7. 4. 1	10, 503, 000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある。また、現在の実施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
244	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：みつばち保育園）	株式会社A's Bee	R7.4.1	16,856,000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
245	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 （対象施設：桜町クリニック）	医療法人社団エスケーアール	R7.4.1	21,051,000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
246	浜松市病後児保育事業委託業務 （対象施設：聖隷こども園めぐみ）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7.4.1	6,047,000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）
247	浜松市病後児保育事業委託業務 （対象施設：聖隷こども園わかば）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R7.4.1	8,867,000	本事業は、専用スペースの確保や看護師等の専門職員を配置する必要がある、受入体制を整備するためには準備期間を確保する必要がある。また、現在の実施施設が利用者に浸透していることや継続利用している児童の情報が各施設に蓄積されていることから、利用者が安心して利用できる環境が確立しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2827）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
248	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	R7. 4. 1	1, 440, 000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築いていることが望ましい。 浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。 本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また、他に実施可能な団体等はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2118）
249	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R7. 4. 1	5, 120, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2118）
250	保育施設AI入所選考システム運用保守業務	日本電気株式会社	R7. 4. 1	3, 564, 000	日本電気株式会社は浜松市保育施設AI入所選考システムの開発業者であり、運用保守は当該システムに熟知している者でなければ実施が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2829）
251	浜松市幼保支援システム運用保守及び改修業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R7. 4. 1	2, 761, 440	システム運用の安全性、信頼性を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 （電話：053-457-2826）
252	（一括）合併処理浄化槽汚泥 採取及びし尿浄化槽清掃業務 （旧浜松地域）	一般財団法人浜松市清掃公社	R7. 4. 1	1, 771, 671	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 （電話：053-457-2114）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
253	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北南部地域)	株式会社ハマエイ	R7. 4. 1	6, 213, 204	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物 処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定め られており、当該処理区における唯一の許可業者で あるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2114)
254	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北北部地域)	株式会社ハマセイ 東海	R7. 4. 1	5, 378, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物 処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定め られており、当該処理区における唯一の許可業者で あるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2114)
255	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R7. 4. 1	1, 705, 000	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物 処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定め られており、当該処理区における唯一の許可業者で あるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2114)
256	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R7. 4. 1	1, 478, 070	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物 処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定め られており、当該処理区における唯一の許可業者で あるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2114)
257	令和7年度 浜松市立幼稚園 における医療的ケア児支援業 務委託	株式会社メディカル・ コンシェルジュ	R7. 5. 30	2, 885, 328	市立幼稚園の在園児が、令和7年4月の検査により新 たにⅠ型糖尿病と診断され、5月から医療的ケア児と して保護者付き添いのもと通園している。医療的ケ ア児の医療的ケアは、看護師又は本人、家族のみ対 応可能とされており、看護師配置までは家族の付き 添いのもと通園することになる。 通園継続にあたり家族に係る負担が大きい状況とな ることから、早急に看護師を配置して医療的ケアを 行う必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2114)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
258	令和7年度ヌートリア捕獲業務	特定非営利活動法人 RootsJapan	R7. 4. 1	2, 635, 600	狩猟免許保持者を確保でき、市内の広範囲に対して捕獲と譲受の対応ができる事業者である必要があるため、地域を把握している市内業者に限ることとした。 狩猟免許を有し、痕跡調査も実施可能な事業者は、鳥獣の捕獲に関する専門性を有し、安全かつ効果的に捕獲を実施できる者として静岡県が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者」しかなく、ヌートリアについて認定を有する認定鳥獣捕獲等事業者は当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 （電話：053-453-6149）
259	有機フッ素化合物（PFAS）浄化対策実証実験業務	大学産業株式会社	R7. 4. 1	9, 350, 000	当該実験は、予備試験の結果から必要な活性炭量等を算出するものであり、予備試験を実施した業者が当該実験に精通している。また、活性炭によるPFAS浄化対策を河川で実施している例は全国的になく、高い水処理技術を有し、設計、施工、メンテナンスなど水環境問題のコンサルティング経験を有する実施可能な業者は、当該業者のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境保全課 （電話：053-453-6144）
260	令和7年度 浜松市事業系一般廃棄物組成調査業務委託	株式会社 エス・ティ産業	R7. 4. 2	3, 190, 000	当初5者で指名競争入札をしたが、落札者がいなかったことから、随意契約に切り替え見積書徴取した結果、予定価格以下に達したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6229）
261	令和7年度 浜松市家庭系もえるごみ組成調査業務委託	株式会社 エス・ティ産業	R7. 5. 16	4, 378, 000	当初7者で指名競争入札をしたが、落札者がいなかったことから、随意契約に切り替え見積書徴取した結果、予定価格以下に達したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6229）
262	令和7年度みどりのリサイクル直接搬入による資源化業務（単価契約）	有限会社コスモグリーン庭好	R7. 4. 1	2, 541, 000	本事業は家庭から出る草木類を、市民が資源化業者へ直接搬入する事業である。 当該業者は、一般廃棄物の草木類再生利用指定業者で、唯一市民が日曜日に直接搬入しても受入対応が可能で、本業務内容を安全に実施可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
263	令和7年度木製家具資源化業務	株式会社中野町チップ	R7. 4. 1	3, 630, 000	本事業は家庭から出る木製家具を市民が資源化業者へ直接搬入する事業である。 当該業者は、事業に必要な許認可（廃棄物再生利用指定業者・一般廃棄物処理施設）を取得済で、市内で唯一、月～土曜日の直接搬入が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
264	令和7年度 Go！みんなで404 チャレンジ施策広報業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R7. 5. 30	4, 370, 000	本業務は、市民向けの広報事業であり、より効果的な広報を行うため、民間事業者の提案・ノウハウを活用し、また市内の事情に詳しい業者を選定する指名型プロポーザルを採用し、当該業者が本業務に最適なものであると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社中日アド企画東海支社（507点） 2位：B社（474点） 3位：C社（440点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
265	浜松市連絡ごみ受付システム 行政区再編対応改修業務	株式会社N T Tマーケティング Pro C X	R7. 4. 16	7, 656, 000	連絡ごみ受付システムは株式会社N T TマーケティングPro C Xが所有していることから、同システムを改修する本業務は、同社のみで可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
266	令和7年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	R7. 4. 1	2, 505, 681	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」の回収・処理業務を担う一者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
267	令和7年度蛍光管運搬業務	日本通運株式会社 静岡支店	R7. 4. 1	1, 094, 129	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用することから、運搬業者については、全国都市清掃会議の指定業者を選定する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
268	令和7年度容リ協分別基準適合物再資源化業務（複数単価契約）	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	R7.4.1	9,209,854	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は一者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
269	浜松市産業廃棄物処理業者等登録・管理システム改修及び機器更新に伴う移行業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R7.4.3	9,570,000	浜松市産業廃棄物処理業者等・管理システムは、株式会社静岡情報処理センターが著作権を有するパッケージソフトを基に構築されたシステムであり、システム内には当該業者でなければ扱うことができない部分があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部産業廃棄物対策課 （電話：053-453-6190）
270	令和7年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R7.4.1	12,474,000	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。 当該システムの障害等を適切かつ迅速に対応できる業者は、当該システムを熟知している当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 （電話：053-453-6141）
271	令和7年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託	一般財団法人 浜松まちづくり公社	R7.4.1	1,435,060	本業務の対象となる施設は、道路占用許可を受け道路上に開設しているものであり、地下広場およびその周辺は道路管理者である中央土木整備事務所から委託を受け一般財団法人浜松まちづくり公社が一体的に管理している。 本業務は、道路及び関連施設の維持管理と不可分なものも多いことから、同公社は、効率的な業務遂行が可能な唯一の事業者であり、他に代わるものがないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2096）
272	令和7年度浜松まちなか文化祭開催業務	株式会社SBSプロモーション浜松支社	R7.6.11	6,000,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社SBSプロモーション浜松支社（223点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2096）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
273	令和7年度販わい創出ワークショップ開催業務	浜松まちなかマネジメント株式会社	R7. 6. 16	5,500,000	本業務は、令和6年度に実施した「販わい創出ワークショップ事業」を継続開催するものである。 浜松まちなかマネジメント株式会社は、同事業の受託者であり、前年度事業の成果を活かし、プログラムの継続開催が可能な唯一の事業者であり、他に代わる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2096)
274	令和7年度実証実験実施業務	浜松まちなかマネジメント株式会社	R7. 6. 27	5,569,000	本業務は、令和6年度に実施した「販わい創出ワークショップ事業」の継続として、同ワークショップで提案された内容をベースに実証実験を実施するものである。そのため、実践型ワークショップとして、前年度の参加企業と事業内容を決定し、実証実験を実施していく必要がある。 また、本業務の実施場所であるゲート跡地は、ギャラリーモールソラモと新川モールに隣接している。そのため、本業務の実施にあたっては、両施設と連携し、その機能を最大限に活用しながら実証実験を行う必要がある。 浜松まちなかマネジメント株式会社は、上記を踏まえた事業を実施することができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2096)
275	中小企業脱炭素経営支援事業業務委託	公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構	R7. 4. 1	12,205,000	地域中小企業の脱炭素経営を推進するためには、企業の経営状況や実情に応じた個別の支援が不可欠となる。 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、産業支援機関として、地域中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、地域企業の経営状況や実情を把握しており、個社の状況に応じた脱炭素経営に関する一気通貫した伴走支援を実施できる唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
276	浜松市営小型自動車競走実施業務	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	R7. 4. 1	382,810,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
277	浜松市営小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	R7. 4. 1	63, 676, 000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある本業務は、選手管理業務を伴うことから、競走実施法人として指定されている当該法人以外の事業者には実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
278	浜松市営小型自動車競走開催に伴う事務等（四項目）業務	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	R7. 4. 1	120, 085, 000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）
279	浜松市営小型自動車競走電話投票等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R7. 4. 1	87, 107, 000	一般財団法人オートレース振興協会は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。 同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が当該協会に委託することが決定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （電話：053-471-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
280	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務（年度契約）	日本トーター株式会社	R7. 4. 1	617, 634, 000	本契約は、令和5年度から令和11年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書第39条に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものであるため。 ※基本契約書では、小型自動車競走事業における施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務の内、車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を民間事業者へ包括的に委託することを定めている。 ※この包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2.0%）を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
281	浜松市営小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R7. 4. 1	170, 820, 000	川口市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、川口市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
282	浜松市営小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R7. 4. 1	238, 530, 000	伊勢崎市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、伊勢崎市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
283	浜松市営小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R7. 4. 1	47, 930, 000	山陽小野田市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、山陽小野田市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
284	浜松市営小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務	飯塚市	R7. 4. 1	82, 720, 000	飯塚市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、飯塚市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
285	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース南国）	株式会社サンコール	R7. 4. 1	9, 360, 000	株式会社サンコールは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
286	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務（オートレース南国）	一般財団法人オートレース振興協会	R7. 4. 1	9, 360, 000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールと業界団体である一般財団法人オートレース振興協会の間で、勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが覚書で交わされており、他事業者では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
287	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレースー宮）	O T S 株式会社	R7. 4. 1	14, 400, 000	O T S 株式会社は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
288	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース姫路）	株式会社アップル	R7. 4. 1	7, 920, 000	株式会社アップルは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
289	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（ギャングーベット）	日本トーター株式会社	R7. 4. 1	54, 971, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
290	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オッズ・パーク）	オッズ・パーク株式会社	R7. 4. 1	898, 457, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
291	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（チャリ・ロト）	株式会社チャリ・ロト	R7. 4. 1	320, 172, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
292	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（WinTicket）	株式会社WinTicket	R7. 4. 1	428, 116, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
293	浜松市営小型自動車競走AutoRace. JP投票キャッシュレス発売等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R7. 4. 1	1, 248, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（電話：053-471-0066）
294	映画作品を活用した遠州鉄道車両ラッピング業務	遠州鉄道株式会社	R7. 4. 1	5, 775, 000	当該車両を所有・管理しており、ラッピングの是非を判断できる唯一の事業者であり、円滑な運行管理・車両保守を考慮するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課（電話：053-457-2295）
295	令和7年度 観光・コンベンション推進業務	公益財団法人 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R7. 4. 1	15, 829, 999	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松・浜名湖地域における地域経済の発展を目的として、観光振興及びコンベンション誘致に長く取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課（電話：053-457-2301）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
296	首都圏における魅力発信イベント開催業務	株式会社花咲爺さんズ	R7. 5. 26	5, 631, 780	本業務は、専門的な知識や経験が必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社花咲爺さんズ（72点） 2位：B社（69点） 3位：C社（55点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2293）
297	令和7年度海外向け戦略的広報業務	クレアブ株式会社	R7. 4. 1	33, 572, 000	本業務は万博で来日する外国人を本市に誘客することを目的のひとつとしており、機を逸することなく年度当初から事業を実施する必要がある。 当該業者は、公募型プロポーザル方式により選定した令和6年度海外向け戦略的広報業務の受託事業者であり、継続的に事業を実施していく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2295）
298	オーストラリアプロモーション業務	doq Pty Ltd	R7. 5. 26	3, 496, 000	本業務は、専門的な知識や経験が必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価平均点】 1位：doq Pty Ltd（73.6点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2295）
299	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利法人 出世の街浜松プロジェクト	R7. 4. 1	7, 370, 000	本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持に加え、市民目線での地域愛の醸成と地域の魅力の市民への定着を目標としている。 本業務の事業目的に合致し市全域で活動している事業者は同事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2293）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
300	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利法人出世の街浜松プロジェクト	R7. 4. 1	5, 676, 000	本業務は、浜松市マスコットキャラクターと武将隊が一体となって観光客をもてなすものである。市内で徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのがNP0法人出世の街浜松プロジェクトのみであり、本市マスコットキャラクター出世大名家康くん及び出世法師直虎ちゃんと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な団体は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2293）
301	マッチングアドバイザー派遣等業務委託	浜松商工会議所	R7. 4. 1	11, 355, 344	当該業者は、会員企業約13, 500社に精通しており、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。「はままつUIJターン就職寄り添い相談」と一体的に実施することで、UIJターン就職希望者の個別相談と市内中小企業等との適切なマッチング支援が可能となり、他に本事業を適正に実施できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
302	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団 至空会	R7. 4. 1	10, 624, 000	当該業者は、これまでも障がい者の状況に寄り添った就労・定着支援を行っており、障がい者雇用を促進する企業と障がい者のマッチングについてもきめ細やかな支援を行っている。本事業は、障がい者の就労にかかる相談や障がい者を雇用する企業等を継続して支援していく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
303	外国人の雇用・就労に関する相談事業業務委託	公益財団法人 浜松国際交流協会	R7. 4. 1	12, 991, 000	本事業は、多文化共生センター内に設置されている、外国人の総合相談ワンストップセンターと一体的に取り組むことが必須条件であり、多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している公益財団法人浜松国際交流協会以外に実施できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
304	浜松市地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代等支援事業業務委託	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R7. 4. 1	1, 853, 066	サポステ事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、国が令和7・8年度の実施事業者として選定している市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
305	浜松市勤労福祉センター開館準備業務委託	東海ビル管理株式会社	R7. 4. 1	25, 025, 000	施設の開館後は指定管理者制度を導入することとなり、開館後の指定管理者は、すでに東海ビル管理株式会社と決定している。本業務は指定管理期間の業務と密接な関係にあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
306	浜松家内労働福祉センター運営業務委託	公益財団法人 浜松家内労働福祉センター	R7. 4. 1	6, 957, 000	公益財団法人浜松家内労働福祉センターは、内職提供事業者とのネットワークや内職斡旋の実績を持つ市内で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
307	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R7. 4. 1	6, 354, 700	本事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相互に連携を図り実施することとなり、国が令和7・8年度の実施事業者として選定している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
308	外国人メンターによる就労・起業促進事業業務委託	公益財団法人 浜松国際交流協会	R7. 4. 1	1, 655, 000	本事業は、外国人雇用サポートデスクに相談に来る外国人留学生を主な対象としており、同サポートデスクを運営し、外国人の雇用・就労に関する知識と経験を持つ公益財団法人浜松国際交流協会以外に実施できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）
309	外国人留学生就職支援事業業務委託	浜松外国人材定着サポート有限責任事業組合	R7. 4. 1	4, 579, 300	本事業は昨年度開催した外国人留学生ジョブマッチング支援事業において、外国人留学生一人ひとりのニーズに合わせ、内定までの就労サポートを行っており、年度を超えて継続的な支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 （電話：053-457-2115）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
310	浜松就職・転職ナビJOBはま！システム保守運用等業務委託	株式会社アドウィル	R7.4.1	6,793,833	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、株式会社アドウィルが独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されており、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるのは、当該業者に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部労働政策課 (電話：053-457-2115)
311	ファンドサポート事業運営支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R7.4.1	36,201,000	採択したスタートアップは、認定事業の実施期間が令和7年1月～令和8年12月であり、前年度受託した有限責任監査法人トーマツによる継続した支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
312	次世代スタートアップ育成事業業務委託	浜松磐田信用金庫	R7.4.1	27,698,000	新たに実施する「伴走支援プログラム」は、現コミュニティメンバーの中から対象者を選抜することとしており、彼等のビジネスアイデアをよく知り、かつ、これまでのプログラムの中で厚い信頼を得ている浜松磐田信用金庫が、関係性を維持した状態で事業を実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
313	実証実験サポート事業	株式会社日本総合研究所	R7.4.1	8,195,850	令和6年度採択事業者に対する伴走支援の実施期間が令和6年10月～令和7年9月であり、前年度受託者の株式会社日本総合研究所による継続した支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
314	スタートアップ地域連携促進事業業務委託	フォースタートアップ株式会社	R7.4.1	3,497,000	新規事業の事業者選定及び新たなマッチングプラットフォームの立ち上げの間、既存の「ハマハブ！」の運営を継続し、地域企業と全国のスタートアップのマッチング支援の維持が必要であり、前年度受託したフォースタートアップス株式会社による継続した支援を行うため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
315	天竜トライアル運営業務	山ノ舎	R7. 4. 1	4, 951, 320	天竜区二俣のクローバー通りに設置済みの本拠点において、管理・運営業務を行える事業者は、当該物件を所有している山ノ舎のみである。 また現在、新ビジネス創出に向けた相談を受け支援している最中であり、前年度受託事業者の山ノ舎による継続した支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）
316	令和7年度はままつ首都圏ビジネス情報センター誘致活動サポート業務委託	一般社団法人 城西コンサルタントグループ	R7. 4. 1	6, 993, 800	一般社団法人城西コンサルタントグループは、首都圏において、イベントやセミナー等への参加により、本市事業のPRや実証実験の実施、拠点進出等を検討する企業等とのネットワークを構築し、本事業のKPIを達成する実績を上げているおり、今まで本事業を継続受託してきたことで、企業誘致等に向けた継続案件を複数抱えている。 このことから、本市と首都圏企業等との接点創出や企業誘致のために、当該法人による継続した業務実施が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）
317	令和7年度 浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	R7. 5. 26	2, 536, 875	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式より参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社流通研究所（70.75点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2334）
318	令和7年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業	株式会社雨風太陽	R7. 6. 5	2, 198, 619	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式より参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社雨風太陽（70.60点） 2位：B社（70.60点） ※同点のため、あらかじめ評価基準で定めた順位決定方法に応じて上位者を決定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2334）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
319	合併20周年 市内スーパー等での農林水産物PR事業	株式会社静岡博報堂浜松営業所	R7. 5. 30	1, 650, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式より参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社静岡博報堂浜松営業所（84.00点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2334）
320	浜松市農業バイオセンター運営業務	浜松市園芸協会	R7. 4. 1	19, 030, 000	当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。浜松市園芸協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有している。生長点培養と併せて培養苗の作出を行える業者は当該協会しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課 （電話：053-457-2331）
321	令和7年度農道整備市単独事業熊切南部線地すべり観測業務	不二総合コンサルタント株式会社	R7. 4. 1	6, 600, 000	令和4年災害時に急施委託にて不二総合コンサルタント株式会社が設置した「挿入式孔内傾斜計」「自記水位計」「伸縮計」各3基を利用することにより、観測データの連続性が確保され、かつ経済的に有利であり、当該業者が本業務に最適であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	産業部農地整備課 （電話：053-457-2315）
322	令和7年度 須部頭首工ほか管理事業 国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作運転業務	浜名湖北部用水土地改良区	R7. 4. 1	177, 039, 500	浜松市須部頭首工管理条例において、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書の第5 管理再編計画に浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するように規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 （電話：053-457-2311）
323	令和7年度 排水機場水管理制御システム保守管理業務	荏原実業株式会社 静岡支社	R7. 4. 1	1, 089, 000	当該システムは荏原実業株式会社 静岡支社が開発したシステムであり、保守管理は同社でなければ不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 （電話：053-457-2312）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
324	令和7年度 浜松市農地情報システムおよび農地調査支援アプリ保守管理業務	株式会社フジヤマ	R7.4.1	7,227,000	浜松市農地情報システムおよび農地調査支援アプリは、株式会社フジヤマが開発していることから、保守管理の対応は、同社のみ対応可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地利用課 (電話：053-457-2481)
325	令和7年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R7.4.1	2,588,740	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、システムの構成等が特殊仕様となっており、システムの構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7402)
326	令和7年度浜松市中央卸売市場【中央冷蔵庫棟】自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R7.4.1	1,029,600	中央冷蔵庫棟（S F 級冷蔵庫含む）は24時間運転のため電気設備の故障時には速やかな対応が求められる。冷蔵業務に支障をきたさないように24時間体制で迅速かつ短時間に対応できるのは、一般財団法人中部電気保安協会浜松営業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7403)
327	令和7年度 浜松市中央卸売市場 S F 級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R7.4.1	4,290,000	主に鮪を冷凍保存する S F 級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である株式会社前川製作所でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
328	令和7年度浜松市食肉地方卸売市場 と畜場清掃・廃棄臓物処理業務	静岡県経済農業協同組合連合会	R7.4.1	15,243,360	と畜解体作業場の清掃は、と畜解体作業場を衛生に保つため施設・設備の洗浄後は徹底した清掃が必要である。また、と畜解体は、特殊な機械設備を使用し、使用後は機械内部の汚れなど清掃を行うため、機械設備を熟知している必要がある。 また洗車場等の清掃は、獣畜運搬車の洗車場、けい留所、排水溝などは、獣畜の糞尿の汚れがあり、近隣住民への臭気を防ぐため、ただちに清掃する必要がある。 廃棄臓物処理業務については、食肉検査により廃棄された豚・牛の内臓や特定危険部位を廃棄物室にて整理し、牛の胃内容物（腹糞）は、脱水後にコンテナに収納する。1日約2トンの廃棄臓物処理をと畜解体作業と並行して行う必要がある。 上記業務は、的確に作業が可能かとと畜解体業者が行うことが最も効率的であり、当該業者は当と畜場の解体業者であり、業務を執行可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
329	令和7年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R7.4.1	4,250,400	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後、直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。 この条件を満たし本業務を履行できるのは、株式会社堀田萬蔵商店のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
330	令和7年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R7.4.1	4,615,600	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、毎日と畜場から排出される大量の内臓廃棄物等を受入れ、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。 これらの条件を満たし本業務を履行できるのは、愛知化製事業協業組合のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 （電話：053-461-7555）
331	令和7年度浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託	一般社団法人 低炭素住宅推進普及協会	R7.4.1	4,268,000	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という）として浜松市より指定を受けた者に対し委託する業務であり、当該協会は、指定法人選考委員会で令和5～7年度のセンターとして指定を受けた者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部カーボンニュートラル推進課 （電話：053-457-2502）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
332	令和7年度うちエコ診断推進事業業務委託	特定非営利活動法人アースライフネットワーク	R7. 6. 1	3, 245, 000	当該団体は令和7年現在、うちエコ診断士を派遣可能な「うちエコ診断実施機関」の県内唯一の登録団体であるため。 加えて、同団体は静岡県より静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受けており、温暖化防止の普及啓発活動に関するノウハウを本事業に生かすことが可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部カーボンニュートラル推進課 （電話：053-457-2502）
333	令和7年度省エネルギー化推進業務	公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構	R7. 4. 1	①（定額分） 1, 100, 000円 ②（単価契約分） 149, 600円×上限30件 ①②の合計額	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、産業振興課の「中小企業脱炭素経営支援事業」において、中小企業への脱炭素経営の常設窓口運営や専門家派遣業務等を受託している。 同機構は、地域企業への徹底した省エネ化を推進する本業務と当該事業を連動させ運用することができ、地域企業の省エネ化を一気通貫に支援することが可能な唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部カーボンニュートラル推進課 （電話：053-457-2502）
334	令和7年度 不法・危険盛土等衛星監視業務	株式会社フジヤマ	R7. 6. 26	9, 603, 000	本業務は、①技術手法が確立されておらず、手法選定が難しいこと、②全国的な実施事例が少なく、運用方法の検討が困難であることから、公募型プロポーザル方式により、技術力や知識を総合的に評価し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社フジヤマ（1908点） 2位：B社（1764点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部盛土対策課 （電話：053-457-2307）
335	令和7年度わが家の専門家診断事業業務	公益社団法人 静岡県建築士会	R7. 4. 14	30, 619, 884	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2（6）及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。 本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要がある、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部建築行政課課 （電話：053-457-2473）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
336	令和7年度 浜松市営住宅管理システム保守業務	株式会社ジーシーシー	R7. 4. 1	1, 176, 120	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修を行うことが可能な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部住宅課 （電話：053-457-2455）
337	令和7年度 公園内トイレし尿収集業務 中央区（舞阪地域を除く）、浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目に限る）	一般財団法人 浜松市清掃公社	R7. 4. 1	2, 025, 177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
338	令和7年度 公園内トイレし尿収集業務 中央区舞阪地域・浜名区・天竜区	株式会社ハマエイ	R7. 4. 1	1, 371, 271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
339	令和7年度 公共事業に伴う権利等に関する登記事務業務（単価契約）	一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会	R7. 4. 1	16, 519, 000	権利登記事務を行うには司法書士の資格が必要であり、個人で浜松市の入札参加資格を有しているものがないため。（一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会のみ入札参加資格を有しているため。）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2375）
340	令和7年度 交通事故データ活用事業 交通事故A I 分析業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所	R7. 5. 30	6, 875, 000	令和4年度に実施した「令和4年度 交通事故データ活用事業 交通事故A I 分析業務」において、株式会社オリエンタルコンサルタンツがプロポーザル方式で選定され、独自のノウハウで構築したシステムによりA I 分析モデルを開発しており、データ更新や危険予測箇所の抽出を含む本業務の実施は、このシステムを所有する同社以外では困難であると判断されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2232）
341	令和7年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	ワイズエピック	R7. 4. 1	11, 990, 000	本業務の保守対象となる土木防災情報システムは、基幹部分（各種サーバ内プログラム）において著作権をワイズエピック代表が保有しているため、保守点検や障害対応は他者では行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
342	令和7年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R7.4.1	4,686,000	災害発生が予測される際には、土木部職員は市民の生命財産を守るため適切な配備体制に就いていなければならない。そのためには、「降雨実績と予測雨量を組み合わせ、専門的な知識を有する気象予報士が大雨による災害リスクをリアルタイムで予測・判断し、本市の定める基準及び気象予報士の知見により数値化した情報」として、配備の対象となる職員へメール等により送信することが必要となる。上記の気象情報の分析・提供体制（365日24時間体制にて気象予報士を配備し、かつ浜松市・静岡県等の管理する河川及び災害リスクスケールの状況に応じたメールを同時に300台以上の端末へ送付可能な体制）を有しているのは、株式会社ウェザーニューズのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）
343	令和7年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務（一括）	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R7.4.1	4,066,150	消防業務に支障を来さないよう、市内の各地に営業所を有し、24時間体制で市内全域を迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備している者は、同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7523）
344	令和7年度浜松市消防局ガスタービン発電設備保守点検業務	フルエング株式会社	R7.4.1	1,248,500	当該ガスタービン発電設備は、川崎重工業株式会社製のものであり、保守点検の対応は川崎重工業株式会社が指定した代理店でなければ行うことができない。当局のガスタービン発電設備については、同社のみが代理店として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7523）
345	令和7年度消防業務用ファイル共有サーバ保守業務委託	遠鉄システムサービス株式会社	R7.4.1	1,848,000	消防業務用ファイル共有サーバは、遠鉄システム株式会社が機器を賃貸借し設定等を行っており、保守業務は同社のみ対応可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 （電話：053-475-7551）
346	（一括）浜松市教育委員会事務局等警備業務	ALSOKファシリティーズ株式会社	R7.4.1	1,029,600	イーステージ浜松オフィス棟は建物に機械警備システムを導入しており、指名した警備業者が同オフィス棟管理組合から警備業務を受託し、当該建物の共有部分、占有部分のすべてを警備している。指名した警備業者以外に業務を委託することは、建物の一体的な管理上不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
347	(一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	AL S O K ファシリテーズ株式会社	R7. 4. 1	1, 855, 854	AL S O K ファシリテーズ株式会社は、イーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。 イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、専有部分についても施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者（共用部分の清掃業者）と契約することが想定されており、該当する業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
348	浜松市教育委員会産業医業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R7. 4. 1	1, 650, 000	令和2年度まで教育委員会事務局、与進小、市立高校の産業医を聖隷健康診断センター（以下「センター」という。）の医師に委嘱しており、各事業場の管理体制や業務内容を十分に理解しているとともに、職員の健康状態を経年的に把握している。 令和3年度からセンターと産業医業務委託契約に切り替えたが、継続して教育委員会事務局、与進小、市立高校の職員の健康管理を適切に行い、効率的に産業医業務を遂行している。また200人を超える規模の事業場の産業医業務を引き受けられる業者はセンターのほか該当する業者がないため。 ※令和6年度から契約相手方を聖隷福祉事業団に変更したが、委託料の請求、受領等を含め、実務はセンターに委任されている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
349	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人 まちづくりネットワーク W I L L	R7. 4. 1	3, 563, 000	当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している。 活動目的の1つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である（平成25年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)
350	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子供教室	R7. 4. 1	1, 315, 186	当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小学校の園児・児童の放課後等の時間について上阿多古地域全体で保護育成することを活動目的としており、上阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成26年度から本事業を受託）ことから、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
351	浜松市はるの放課後子供教室 （犬居地区）推進事業業務	S u n S u n クラブ	R7. 4. 1	2, 890, 244	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
352	浜松市はるの放課後子供教室 （気田地区）推進事業業務	S u n S u n クラブ	R7. 4. 1	2, 839, 236	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
353	浜松市しもあたご放課後子供 教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉 協議会	R7. 4. 1	2, 610, 418	当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成28年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
354	浜松市伊平放課後子供教室推 進事業業務	いーら・みなくる	R7. 4. 1	3, 338, 676	当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
355	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R7. 4. 1	3, 678, 325	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和２年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
356	浜松市佐久間放課後子供教室推進事業業務	佐久間っ子クラブ	R7. 4. 1	1, 736, 394	当該団体は、佐久間小児童を対象に、放課後や長期休業中、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供し、異年齢の子供たちを遊びや学びなどで交流させる活動を通して健全な育成を図ることを目的とする事業を令和３年度から試行実施、令和４年度から本事業を受託し、学校との連携も密であることから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に佐久間地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
357	浜松市引佐北部放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人ひずるしい鎮玉	R7. 4. 1	2, 392, 157	当該団体は、鎮玉地域住民及び周辺住民に対し、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加及び環境の保全・再生に寄与することを目的とした事業を実施しており、当該地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和４年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に鎮玉地域（引佐北部小中学校区）を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
358	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務委託（中郡小）	おおぞらプランニング株式会社	R7. 4. 1	2, 948, 000	本事業者は令和5年度・令和6年度の対象児童の訪問看護業務を受託しており、対象児童の健康・安全を最優先に考え、継続して業務を委託することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）
359	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務委託（気賀小）	株式会社アンフィニ	R7. 4. 1	7, 286, 400	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 （令和5年9月6日に契約締結した「浜松市てんぱく放課後児童会ほか10施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
360	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務委託(富塚西小)	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	R7. 4. 1	16,737,600	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 (令和5年9月13日に契約締結した「浜松市こりす放課後児童会ほか17施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)
361	浜松市立上島小学校夏休み臨時放課後児童会運営業務	株式会社明日葉	R7. 4. 1	1,772,116	令和6年度以降の上島小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市あおぞら放課後児童会ほか14施設運営業務委託契約において、株式会社明日葉が受託しており、同一小学校区の児童会との連携や開設準備、円滑な運営を行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)
362	浜松市立赤佐小学校夏休み臨時放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	R7. 4. 1	2,140,000	令和6年度以降の赤佐小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市浜名第一ビーバークラブほか24施設運営業務委託契約において、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託しており、同一小学校区の児童会との連携や開設準備、円滑な運営を行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)
363	浜松市なかごおり第3放課後児童会運営業務	株式会社明日葉	R7. 4. 1	13,090,493	令和6年度以降の中郡小学校区の放課後児童会の運営は、浜松市あおぞら放課後児童会ほか14施設運営業務委託契約において、株式会社明日葉が受託しており、令和7年4月から開設にあたり、開設準備及び運営を速やかに行うには、同一業者による一体的な対応が適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)
364	浜松市放課後児童会保護者負担金徴収管理システムサービス提供業務委託	N T Tファイナンス株式会社	R7. 4. 1	23,463,000	本システムは当該業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守や提供は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2423)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
365	令和7年度 浜松市Web口座振替受付サービス業務委託	ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部ビジネスソリューション部	R7.4.1	2,948,000	本口座振替受付サイトは指名業者が著作権を有している。また、Webサイトの改修や金融機関承認後のデータ提供等は当該権利を有する業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2423） 【対象課】 税務総務課、国保年金課、介護保険課、教育総務課
366	ネットワークアセスメント業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R7.4.28	23,423,400	学校での調査から問題解消方法の提案に及ぶ本業務を切れ目なく実施することは、ネットワーク構築業者である同社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2402）
367	（一括）令和7年度浜松市本庁舎ほか11施設昇降機設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	R7.4.1	13,358,400	本庁舎ほか11施設では、東芝エレベータ株式会社製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されていて、他社製との互換性がなく、その保守業務については保守機材の確保、保守技術及び故障時の緊急対応等が必要であり、製造・設置業者以外では実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
368	中郡中学校他3校昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R7.4.1	2,748,240	保守点検の対象となる昇降機が主に日立ビルシステム製であり、遠隔監視装置に遠隔対応や自動診断復旧の機能を求めており、当該業務を受注できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）
369	令和7年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセンター	R7.4.1	6,231,236	①ストレスチェックの実施に対する検査方法や高ストレス者の選定方法、集計、分析、評価等、専門的な知識を有していること。 ②これまでの集計や分析を生かし、受検者だけでなく学校毎の経年的変化を把握できること。 ③標準的なストレスチェックの項目に教職員独自の質問項目を追加することができる等、柔軟な対応が出来ること。 ④産業医の面接場所等について、面接希望者にとって相談しやすく、またプライバシーが守られるような面接環境が整えられていること。 以上、全ての要件を満たしているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 （電話：053-457-2408）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
370	令和7年度 はままついじめアンケート業務	スタンドバイ株式会社	R7. 4. 1	12, 784, 200	令和5・6年度において当該業者が提供するアンケートを複数回実施した学校では、いじめ発生が減少する傾向が認められた。 アンケート項目は当該事業者独自のものであり、継続利用によりデータを蓄積することでより一層効果的な分析・活用が見込まれるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2411）
371	令和7年度小中学校図書管理システム運用保守業務委託	株式会社内田洋行 営業支援統括グループ	R7. 4. 1	17, 355, 360	運用中の学校図書管理システムは、公募型プロポーザルにて選定された株式会社内田洋行が設計・構築等を行った。 同システムの運用保守については、システム構築を行った同社でなければ行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育センター （電話：053-439-3120）
372	浜松市立小中学校訪問看護業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団	R7. 4. 1	2, 902, 120	医療的ケアを受ける生徒及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要であり、専門的な知識に詳しく医療小児の医療的ケアが実施でき発達面の知識も豊富な唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話：053-457-2428）
373	(一括)令和7年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R7. 4. 7	2, 107, 000	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者であり、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話053-457-2406）
374	(一括)令和7年度 浜松市浜名区細江・引佐・三ヶ日地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R7. 4. 7	1, 479, 500	浜名区引佐・三ヶ日地域通学バス運行管理業務の受託者であり、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話053-457-2406）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
375	令和7年度 浜松市立高等学校昇降機設備（エレベーター）保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R7.4.1	1,205,160	日本オーチス・エレベータ株式会社静岡支店は、既存設備の施工業者であり設備にはメーカー固有の部品が使用されている。 当業者でなければ設置されている設備に対して安全かつ確実な点検及び緊急時の修繕対応等が行えず、その使用に著しい支障が生じるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
376	令和7年度 浜松市立高等学校資産管理システム及び情報機器等運用保守業務（前期）	遠鉄システムサービス株式会社	R7.4.1	4,470,950	資産管理システムや本校情報機器等賃貸借物件の導入設定業務等を実施している。日々の授業や校務などを円滑に行うためには、これら情報機器等の運用保守を迅速、かつ、適正に行う必要があることから、導入設定業務を行った同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
377	令和7年度 浜松市立高等学校校内ネットワーク機器等運用保守業務（前期）	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R7.4.1	2,855,930	校内ネットワーク関係機器等や回線の構築業務、成績管理システムのサーバ等構築、問い合わせ窓口対応や故障等切り分けなど、ベンダー調整を構築段階から行っている。授業や校務に支障がでないよう、これらネットワーク回線や成績管理システムを常時安定稼働させておくことは、構築業務を行った同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
378	令和7年度 浜松市立高等学校教師用ノートパソコン等導入設定業務	遠鉄システムサービス株式会社	R7.6.30	14,216,400	本校のシステム構成は、導入年度の異なる複数の機器が混在しており機器構成が複雑かつ多岐にわたる。また、更新作業においては新規機器類へのデータ移行や既存機器類との調整が必要であるとともに、本校のシステム構成に精通している必要がある。 専門的な知識のみならず、本校の構成を熟知し短期間での作業を実施し安全・確実なデジタル環境再構築のためには、現行機器を保守している同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
379	令和7年度 浜松市立高等学校校内ネットワーク機器等導入設定業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R7.6.30	15,884,000	ネットワーク再構築はデジタル機器全般に影響を及ぼすものであり、スムーズかつ適正な更新・再構築が求められる。また、作業においては本校の構成のみならずネットワーク環境の課題等に精通している必要がある。 専門的な知識のみならず、本校の構成を熟知し安全・確実なネットワーク環境再構築のためには、現行機器を保守している同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校（電話：053-453-1105）
380	選挙管理委員会事務局・総務部文書行政課共同利用サーバーシステム運用保守業務	東京コンピュータサービス株式会社 静岡支店	R7.4.1	1,504,800	当該業者は、令和4年度に行った本システムの再構築及び構築後、昨年度まで運用保守業務の受託者として、本システムの仕様や他の関連システムとの連携等に必要不可欠な知識を有しており、安全かつ円滑な業務の履行や本システムの運用保守に対する適切な助言が確実に期待でき、また職員総合システムなどの他システムとの連携や認証に係るプログラム構築に関し、他の業者では対応することが困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局（電話：053-457-2521）
381	浜松市名簿・投票管理システム運用保守業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R7.4.1	3,044,250	浜松市名簿・投票管理システム構築及び運用保守業務（契約期間：H27.12.21～R4.3.31）により構築したシステムを継続使用することから、運用保守は同システムを開発した契約相手方以外には担うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局（電話：053-457-2521）
382	折込み選挙啓発紙作成・配布等及び選挙公報配布等業務	株式会社アプライズ	R7.5.28	10,064,934	選挙公報は極めてわずかな期間で、迅速・正確に配布することが求められることから、不特定の者が参加することとなる一般競争入札にはなじまない。 また、本業務は、新聞の大きさ（ブランケット判）までの印刷技術が必要であるが、当該印刷技術があると見込まれる者は、過去に指名した際に印刷以外の業務について対応不可との理由で辞退されており、過去の選挙で受注実績がある当該業者以外に本業務に対応できる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局（電話：053-457-2521）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
383	投票管理システム用機器等、設置・調整管理・撤去業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R7. 6. 11	3, 630, 000	投票管理システムを円滑に運用するため、設置、調整に万全を期すとともに、特に予期せぬ事故が発生した場合に速やかに対応する必要がある。 投票所及び期日前投票所において使用する端末機の動作環境の調整は、本市で使用している投票管理システムの開発メーカーでなければ提供できない業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
384	浜松市インターンシップ広報業務	株式会社マイナビ	R7. 4. 1	2, 750, 000	マイナビ就職情報サイトは掲載企業数約2万8000社・登録学生数約80万人（マイナビ2024実績）を誇る業界最大級の就職情報サイトである。 当該サイトを活用することで、浜松市役所のインターンシップ情報を多くの学生に周知できる。また、マイナビ主催イベントへの参加に関し、当該サイトを通じた集客を行うことで、イベントに参加した学生等の情報を取得できるほか、メッセージの送付などイベント終了後も継続的な接点をもつことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 （電話：053-457-2201）
385	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務（料金改定対応）	日本電気株式会社浜松支店	R7. 4. 1	16, 456, 000	既存の設備・システムの改修を行う業務で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 （電話：053-474-7814）
386	R7年度 休日及び夜間修繕待機業務(住吉)	浜松上下水道協同組合	R7. 4. 1	9, 354, 840	休日及び夜間に関わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部水道工事課 （電話：053-474-7911）
387	令和7年度 大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社静岡日立	R7. 4. 1	7, 260, 000	特別な技術、装備・部品の調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
388	令和7年度 常光浄水場外電気設備・計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社	R7. 4. 1	7, 150, 000	特別な技術、装備・部品の調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
389	令和7年度 大原浄水場外薬品注入設備点検業務	月島ジェイアクアサービス機器株式会社	R7.4.10	3,520,000	特別な技術、装備・部品の調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
390	令和7年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社静岡日立	R7.4.1	9,240,000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
391	令和7年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計装設備保守点検業務	メタウォーター株式会社静岡営業所	R7.4.1	4,268,000	中部浄化センターは、メタウォーター株式会社が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
392	令和7年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	R7.4.1	4,222,900	浜松市又は静岡県及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出設備に対応可能であり、かつ焼却灰の再資源化処分を行う予定の産業廃棄物処分場の搬入設備に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
393	令和7年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業に係る技術的援助に関する年度協定	日本下水道事業団	R7.4.1	25,560,000	日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、下水道の整備の促進という地方公共団体の共通の利益の実現のために、下水道の根幹的施設の建設、維持管理等の業務について地方公共団体を代行・支援する唯一の機関として設立された地方共同法人である。 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視)機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点が必要であり、客観的かつ専門的な知見を有し、対応ができる唯一の者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
394	令和7年度 休日及び夜間修繕待機業務（旧浜北区）	浜北上下水道協同組合	R7.4.1	7,361,970	休日及び夜間に関わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
395	令和7年度 休日及び夜間修繕待機業務（旧北区）	細江町水道工事協同組合	R7.4.1	9,397,520	休日及び夜間に関わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
396	令和7年度 上水道施設遠方監視設備点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 浜松営業所	R7.5.22	2,574,000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
397	令和7年度 永島配水場外8施設設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R7.6.24	3,190,000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
398	令和7年度 永島配水場外5施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設 東京支社	R7.6.30	1,265,000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
399	令和7年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	一般財団法人 浜松市清掃公社	R7.4.1	3,088,800	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0038）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
400	令和7年度 両島・落合石神・上市場農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	株式会社ハマエイ	R7.4.1	7,975,000	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
401	令和7年度 休日及び夜間修繕待機業務（天竜区）	天竜北遠上下水道協同組合	R7.4.1	8,217,000	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、上下水道の指定工事業者で構成されている組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
402	令和7年度 天竜区内水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	R7.4.1	60,280,000	施設管理において、各施設で発生しうる事故等に迅速かつ広域的に緊急対応が求められるため、各地区に組合員が配置されている組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
403	令和7年度 天竜区内遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R7.6.30	11,110,000	既存の設備・システム等の保守業務は、当該設備・システム開発をした者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
404	令和7年度 浜松市犀ヶ屋資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R7.4.1	6,570,000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、浜松市の文化や歴史を熟知したスタッフを多く抱える団体は、「浜松観光ボランティアガイドの会」のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区まちづくり推進課 (電話：053-457-2779)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
405	令和7年度浜松市三方原協働センター管理運営及び講座等開催業務	浜松北地域まちづくり協議会	R7. 4. 1	7, 188, 000	本事業は、三方原協働センターを地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの強化を目的とするものであり、地域の実情を熟知している地域団体に運営を委ねることが前提である。 当該団体は、三方原地区、都田地区及び新都田地区の有志住民が協力して立ち上げ、平成24年3月23日に活動を開始した任意団体である。 協議会が独自に地域住民や児童及び学生を対象とした講座や展示等の開催を多数行っており、開催方法についても、地域住民を起用したり、近隣の大学や図書館と連携するなど、公民館（協働センター）運営の主目的である住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機会を設け、人づくり・地域づくりをすることに合致しており、本事業の効果を高めることができる受託者として最適であり、当該地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
406	令和7年度疑似体験でわかる中・高校生交通安全教室実施業務	株式会社ホンダレインボーモータースクール 交通教育センターレインボー浜名湖	R7. 5. 20	1, 188, 000	本業務は、交通安全のインストラクターとして特別なトレーニングを受けている指導員が交通事故の再現をすることにより、市内の中・高校生が疑似的に危険を体験する体験型交通安全教室を実施するものである。 本業務を実施できる市内の登録業者は他に無く、実施実績があり、受講者から高い評価を得ているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
407	令和7年度東地域行政連絡業務	東地域自治会連合会	R7. 4. 1	57, 485, 600	地域に密着した住民組織である「東地域自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区東行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-424-0164）
408	令和7年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	R7. 4. 1	1, 600, 000	雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
409	令和7年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	一般社団法人 舞阪町観光協会	R7. 4. 1	20, 449, 000	弁天島海浜公園では、通常の公園敷地管理のほか、公衆トイレ等の施設保守、植栽維持管理、海水浴場管理運営及び自転車ターミナル管理運営を適正に行うことに加え、表浜名湖の玄関口としての地域特性を的確に捉え、訪れた観光客に地場産品や観光情報等を提供することや、地元関係団体及び地元自治会等と調和を図ることが必要である。 一般社団法人舞阪町観光協会は、これらの業務を一体的に対応できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1150）
410	令和7年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務	一般社団法人 舞阪町観光協会	R7. 4. 1	2, 730, 200	舞阪町観光協会は、日ごろより地域観光のマーケティングを行っている団体であり、収集した情報やそれに基づいた観光協会独自の分析、見解を活かした観光業務等が期待できる。 また、窓口業務を実施しており、舞阪町観光協会事務局より地域の観光情報や、観光案内に熟知した職員を派遣することで、弁天島海浜公園と観光情報を共有し、観光客が求める最新で正確な地域の観光案内を提供できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1150）
411	令和7年度西地域行政連絡業務	西地域自治会連合会	R7. 4. 1	41, 894, 200	地域に密着した住民組織である「西地域自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター 地域振興担当 （電話：053-597-1112）
412	平成7年度浜松市舘山寺西海岸清掃業務	舘山寺温泉観光協会	R7. 5. 30	3, 331, 900	舘山寺西海岸には、大雨や荒天の後は漂着物が大量に流れ着くため、本業務の遂行には、地元に出点を置き常に海岸の状況を把握できることが求められ、災害時には迅速に対応する必要がある。さらに、地域と連携し要望を集約する窓口としての役割を担うことが求められ、それらを一体的に対応できるのは、舘山寺温泉観光協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
413	令和7年度浜松市舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R7.4.1	1,718,970	舘山寺ターミナルは公共駐車場として、一般車の駐車場及び観光バスの発着場となっており、利用者は観光客が主体である。当該施設の管理運営には、舘山寺周辺の観光施設・宿泊施設の状況等を把握し、最新情報を観光客に提供することが求められるが、これらの業務を遂行できるのは、年中無休（※年末年始を除く）で運営している、舘山寺温泉観光協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
414	令和7年度浜松市弁天島海浜公園駐車場使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R7.4.1	5,016,000	既設の駐車場ゲートと料金徴収機器及びシステム機器を保守できるのは、設置業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
415	令和7年度浜松市舞阪表浜駐車場使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R7.4.1	3,339,996	既設の駐車場ゲートと料金徴収機器及びシステム機器を保守できるのは、設置業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
416	（一括）令和7年度村櫛観光トイレし尿収集業務（単価契約）及び神久呂協働センターほか1施設浄化槽清掃業務	一般財団法人 浜松市清掃公社	R7.4.1	1,160,948	浜松市一般廃棄物処理実施計画で定める「し尿・浄化槽汚泥」の収集運搬業者かつ浄化槽清掃業者では、旧浜松市地域内では、当該1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
417	令和7年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	社団和地地区コミュニティ協議会	R7.4.1	7,307,000	当該団体は、平成30年度から和地協働センターの運営業務と講座開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
418	令和7年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	伊佐見地区コミュニティ協議会	R7.4.1	7,244,000	当該団体は、令和4年4月1日から伊佐見協働センターの運営及び講座等補助業務を受託し、令和5年4月1日からは伊佐見協働センターの運営及び講座等開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
419	令和7年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	特定非営利活動法人 ブラット庄内	R7.4.1	7,386,000	当該団体は、令和5年10月1日から庄内協働センターの運営業務を受託し、令和6年4月1日より講座等開催業務を受託してきた実績がある。本事業の受託者として最適であり、また地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-597-1117）
420	（一括）令和7年度 浜松市南陽協働センターほか51施設 昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R7.4.1	36,438,600	当業務は遠隔監視システムを使用し24時間管理及び自動点検を行うが、これは昇降機設置業者の独自技術であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター 地域振興担当 （電話：053-425-1120）
421	令和7年度南地域行政連絡業務	南地域自治会連合会	R7.4.1	41,229,400	地域に密着した住民組織である南地域自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-425-1382）
422	令和7年度 浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務	特定非営利活動法人サ ンクチュアリーエヌピー オー	R7.4.1	4,216,000	当該法人は、アカウミガメの生態等に精通しており、当地域において同様の事業を受託実施できる団体等は他に存在しない。また、本事業について昭和62年以降、継続して受託し、着実な実績をあげている。 さらに、独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を実施しており、そのノウハウを活かした啓発活動も期待できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-425-1382）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
423	令和7年度浜北地域行政連絡業務	浜松市浜北地域自治会連合会	R7. 4. 1	36,605,700	文書の配布や回覧、地域に関する調査等を円滑に進めるためには、地域に密着している必要があり、自治会以外に適切な組織は見当たらないため。 また、自治会へ委託することで、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなどによる地域コミュニティの形成や維持の効果も見込まれるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1143)
424	令和7年度浜名区役所庁舎管理業務	株式会社なゆた浜北	R7. 4. 1	3,187,166	なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした様々なゆた浜北との連携が不可欠である。 株式会社なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者であり、同第20条では「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 また、なゆた浜北の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理していることから、当該業者以外に受託できる業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1146)
425	浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社静岡支店	R7. 4. 1	1,544,400	各施設の昇降機に設置されている遠隔監視装置及び通報装置は、設置業者であるフジテック株式会社の独自のシステムであり、同社以外では適切な使用や処置を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
426	令和7年度 はまきた市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	R7. 4. 1	1,900,000	浜松市浜北文化協会は、芸術・文化に精通し、浜北地域の文化団体を統括する事ができる団体である。本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業であり、参加者の大半は浜松市浜北文化協会に所属しており、その他の参加者ともつながりを持っているのは同団体のみである。 本事業の目的に沿って組織的に円滑かつ効率的な事業運営ができるのは、当該協会以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
427	浜松市浜北文化センター及び 浜松市・市民ミュージアム浜 北リニューアルイベント開催 業務	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R7. 4. 1	1, 100, 000	本事業は、浜松市浜北文化センター及び浜松市・市 民ミュージアム浜北のリニューアルオープンに伴う 事業の一環であるため、総合的に取り仕切りを行う 指定管理者以外に対処することは困難であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜名区まちづくり推進課 （電話：053-586-6201）
428	浜松市浜名協働センター昇降 機設備保守点検業務	日本オーチス・エレ ベータ株式会社 静岡 支店	R7. 4. 1	4, 158, 000	昇降機に設置されている遠隔監視装置等は、設置業 者である日本オーチス・エレベータ株式会社独自の システムであり、同社以外では適切な処置等を行う ことができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜名区まちづくり推進課 浜名協働センター （電話：053-587-4134）
429	令和7年度北地域行政連絡業 務	北地域自治会連合会	R7. 4. 1	35, 172, 940	北地域自治会連合会は、地区ごとの単位自治会で構 成する住民組織であることから、既に地域ネット ワークが確立しており、住民との密接度において他 に代わるものがないため。 また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性 の面で最良であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜名区北行政センター 地域振興担当 （電話：053-523-1168）
430	令和7年度 浜松市浜名区 三ヶ日地域公共交通バス運行 業務	浜松バス株式会社	R7. 6. 11	10, 291, 600	国土交通省静岡運輸支局は、地域バスの運行に対し て、乗り合いバスの許可に必要な運行準備期間6か月 を求めており、また三ヶ日地域バスは運行経路に重 量規制（9トン以下）のある橋梁があり、運行可能な 車両に限られる。 すでに乗り合いバスの許可があり、運行可能な車両 を保有する浜松バス株式会社は、令和7年10月1日か らの運行を担うことができる唯一の事業者であるた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜名区北行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-523-1114）
431	令和7年度奥浜名湖ツーリス ムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	R7. 4. 1	2, 738, 000	奥浜名湖観光協会は、奥浜名湖ツーリズムセンター が設置された天竜浜名湖鉄道気賀駅舎内に事務所を 置き、奥浜名湖地域の観光施設等の団体と緊密な連 携をし、観光情報を迅速かつ適切に収集し発信する ことができる当地域では唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜名区北行政センター まちづくり推進担当 （電話：053-523-1114）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
432	(一括) 令和7年度浜松市浜名区引佐及び三ヶ日東部地区トイレ浄化槽清掃業務	東名興産株式会社	R7. 4. 1	2, 655, 950	当該業者は、浄化槽法第35条第1項の規定に基づく許可を受けていて、浜松市一般廃棄物処理実施計画における引佐及び三ヶ日東部地区の浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区北行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-523-1114)
433	令和7年度 浜松市三ヶ日支所管理運営及び講座等開催業務	三ヶ日まちづくり協議会	R7. 4. 1	6, 765, 000	本業務は、三ヶ日支所の管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利用増加とそれに伴う地域住民の交流拡大を図ることを目的としている。 この目的を達成するための地域組織としては、三ヶ日地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 当該団体は、この条件を備え本業務を遂行できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区三ヶ日支所 (電話：053-524-1111)
434	第8回浜松市森林のまち童話大賞記念公演等開催業務	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会	R7. 4. 1	5, 081, 478	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会は、ミュージカル創作や舞台製作等の専門的な知識・技術を有していることに加え、天竜区内の子どもたちが中心となって活動に取り組んでいる地域密着型の団体である。 天竜区内の子どもたちを含む地域住民の参加によって本業務を実施することができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
435	北遠地域民放中波ラジオ送受信施設定期点検業務	株式会社テクノバ	R7. 4. 1	2, 769, 000	本業務は、SBSラジオ中波放送を放送する中波ラジオ送受信施設の保守点検業務である。業務は放送を停止せず実施するため、放送に影響を与えないよう細心の注意を払って業務を実施することが求められる。 特に放送機の特定期間等にあたっては、機器や回線の切り替えを行う必要があり、放送に直接影響を及ぼすものであるため、当該送受信施設の仕様を熟知し、不測の事態に対しても早急に対応できる者が現地で実施する必要がある。 以上により、本業務の実施が可能な業者は、SBSラジオ中波放送を行う静岡放送株式会社が指定し、県内すべてのSBSラジオ中波放送の放送施設保守点検業務を実施している唯一の業者である株式会社テクノバしかいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
436	令和7年度天竜地域行政連絡業務	天竜地域自治会連合会	R7.4.1	29,419,440	地域に密着した住民組織である天竜地域自治会連合会は、地域の実情に精通し、迅速性、正確性から他にも代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
437	旧下阿多古中学校産業廃棄物等収集運搬及び処分業務	株式会社リサイクルクリーン	R7.4.1	1,851,300	一般廃棄物の収集運搬業務を行う為には、当該区域において市の許可を受けている必要がある。 天竜区において当該許可を所持しており、併せて今回処分する産業廃棄物すべての品目の収集・運搬・処分業許可を所持しているのは、株式会社リサイクルクリーンの1社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
438	天竜ものづくり継承施設管理業務委託	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	R7.4.1	6,424,999	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている唯一の住民組織であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
439	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務委託	特定非営利活動法人ほっと龍山	R7.4.1	5,220,600	本業務は、浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
440	浜松市水窪文化会館管理運営業務委託	地域活性化団体よかつらみさくぼ	R7.4.1	4,750,000	本業務は、浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
441	浜松市春野文化センター管理運営業務委託	特定非営利活動法人春野のえがお	R7. 4. 1	4, 720, 000	本業務は、浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることによる地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課（電話：053-922-0086）
442	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務委託	特定非営利活動法人がんばらまいか佐久間	R7. 4. 1	4, 246, 000	本業務は、当該施設の管理だけでなく、地域の文化芸術活動の拠点および福祉の増進を図るための施設としてさらなる利用促進を図ることを目的としている。これを達成するためには、佐久間地域内で活動し、地域全域の住民により運営されている地域組織に業務を委ねるのが最適である。また、地域を熟知する団体へ委託することにより地域の文化芸術活動の活性化やコミュニティの醸成も期待できる。この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課（電話：053-922-0086）
443	浜松市天竜ボート場コース設営等業務委託	有限会社天龍遊船	R7. 4. 1	4, 627, 260	本業務は、天竜ボート場の管理区域内で行われるものであり、指名業者は当該施設における指定管理者である。当該指定管理者は、モーターボートやフォークリフト、クレーン操作の免許や資格を有しており、コース設営においては必須である。また、天候や突発的な豪雨によるダム放流など河川の状況に左右される作業であるため、状況に応じた対応が必要であり、当該施設の管理者以外にできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課（電話：053-922-0072）
444	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務委託	天竜区観光協会	R7. 4. 1	6, 698, 000	天竜区観光協会は、区内5地区の観光協会支部からなる団体及び外国人観光案内所「カテゴリー1」に認定されており、天竜二俣駅を拠点に観光振興事業等を展開している。天竜区及び周辺の観光情報の収集や観光案内、情報発信、来訪者の問い合わせ等に対して的確に対応することができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課（電話：053-922-0033）
445	浜松市横山バス待合所外25施設浄化槽保守点検及び清掃業務委託	株式会社ハマエイ	R7. 4. 1	4, 422, 000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される「し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課（電話：053-922-0027）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
446	(一括) 令和7年度浜松市春野歴史民俗資料館ほか18施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社静岡支店	R7.4.1	27,581,400	昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全を行っており、設備設置業者が開発した独自技術によるものであることから、効果的な点検を実施できるのは当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区春野支所 (電話：053-989-0200)
447	令和7年度ローカルコープ構想推進事業業務	株式会社paramita	R7.4.1	19,800,000	ローカルコープ構想推進のため、令和6年度はグランドデザイン骨子を基本に実証・実装準備を同社と契約しており、令和7年度も継続的に発展させる業務として、過去の業務から積み上げた自分ごと化会議や地域団体への聞き取り等の基礎資料を活用できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区水窪支所 (電話：053-982-0001)
448	令和7年度 浜松脱炭素経営塾企画運営業務委託	一般社団法人 Green innovation	R7.6.5	4,972,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式により参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価点合計】 1位：一般社団法人 Green innovation (418点) 2位：B社 (413点) 3位：C社 (399点) 4位：D社 (385点) 5位：E社 (374点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 カーボンニュートラル推進課 (電話：053-457-2502)
449	令和7年度 浜松市道路施設データベースシステム保守業務	国際航業株式会社	R7.4.1	3,465,000	浜松市道路施設データベースシステムは国際航業が開発したものであり、同社が著作権を保有している。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正・復旧にあたり同社が保有する翻案権（著作権法第27条）が必要となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2647)
450	令和7年度浜松市天竜区春野地域通園・通学バス迂回運行業務	遠州鉄道株式会社	R7.6.16	1,545,335	既存運行契約の一部ルートで災害が発生し、迂回対応することで運行距離が延びること、また使用車両を他事業者と共有しながら運行することは困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	天竜区春野支所 (電話：053-983-0001)